事　業　概　要

（令和７年度資料編）

名 古 屋 市 環 境 局

目　　　　　次

表１　部門別温室効果ガス排出量　（単位：万トン-CO_2）

部　門		平成 25 年度（基準年度）	令和３年度	令和４年度	令和４年度 増減率	
					基準年度比	前年度比
CO_2	産　業	326	267	232	△28.7%	△13.2%
	運　輸	444	337	348	△21.6%	＋ 3.5%
	業務その他	394	331	319	△19.1%	△ 3.8%
	家　庭	335	295	281	△16.0%	△ 4.8%
	エネルギー転換	15	10	10	△31.0%	＋ 1.6%
	廃棄物	29	30	29	＋ 2.8%	△ 3.0%
	CO_2小計	1,542	1,271	1,220	△20.9%	△ 4.0%
CO_2以外の温室効果ガス		57	70	60	＋ 6.1%	△13.6%
温室効果ガス合計		1,599	1,341	1,280	△19.9%	△ 4.5%

表２　温室効果ガスの種類別排出量　（単位：万トン-CO_2）

ガス種	平成 25 年度（基準年度）	令和３年度	令和４年度	令和４年度 増減率	
				基準年度比	前年度比
二酸化炭素（CO_2）	1,542	1,271	1,220	△20.9%	△ 4.0%
メタン（CH_4）	2	2	2	△19.7%	△ 1.3%
一酸化二窒素（N_2O）	9	8	7	△13.9%	△ 2.7%
ハイドロフルオロカーボン類（ＨＦＣｓ）	38	54	45	＋20.5%	△16.5%
パーフルオロカーボン類（ＰＦＣｓ）	4	3	3	△22.8%	△ 6.4%
六ふっ化硫黄（SF_6）	3	2	2	△18.1%	＋ 1.1%
三ふっ化窒素（NF_3）	2	0	0	△79.5%	△14.3%
温室効果ガス合計	1,599	1,341	1,280	△19.9%	△ 4.5%

注１：温室効果ガスとは、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の 7 種類である。また、排出量は各温室効果ガスを二酸化炭素に換算した数値で記載している。
注2：単位未満四捨五入のため、合計が一致しないことがある。
＊注釈は、表１・表２共通である。

表３　環境保全・省エネルギー設備資金融資年度別件数・融資額

年度 / 環境対策	2		3		4		5		6	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
ばい煙・粉じん			2	51,400						
水質汚濁										
騒音・振動										
地盤沈下										
悪臭										
移転対策										
低公害車等	5	37,700	8	33,800	4	43,900	2	8,200	3	16,000
オゾン層保護										
地球温暖化	1	1,000							1	460
産業廃棄物										
緑化										
アスベスト										
雨水浸透施設										
総　数	6	38,700	10	85,200	4	43,900	2	8,200	4	16,460

表4 令和6年度 大気汚染常時監視結果（環境基準の達成状況）

	項目名	二酸化硫黄（ＳＯ$_2$）				二酸化窒素（ＮＯ$_2$）			一酸化炭素（ＣＯ）				浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）				光化学オキシダント（Ｏｘ）昼間（５時～２０時）			微小粒子状物質（PM2.5）		
		環境基準（0.04ppm以下）			年平均値	環境基準（0.06ppm以下）		年平均値	環境基準（10ppm以下）			年平均値	環境基準（0.10mg/㎥以下）			年平均値	環境基準（0.06ppm以下）		年平均値	環境基準	（35μg/㎥以下）	（15μg/㎥以下）
		達成状況	日平均値の2%除外値	2日以上連続超過		達成状況	日平均値の98%値		達成状況	日平均値の2%除外値	2日以上連続超過		達成状況	日平均値の2%除外値	2日以上連続超過		達成状況	1時間値の最高値		達成状況	日平均値の98パーセンタイル値	年平均値
	測定局名	適○否×	(ppm)	有無	(ppm)	適○否×	(ppm)	(ppm)	適○否×	(ppm)	有無	(ppm)	適○否×	(mg/㎥)	有無	(mg/㎥)	適○否×	(ppm)	(ppm)	適○否×	(μg/㎥)	(μg/㎥)
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	○	0.001	無	0.001	○	0.017	0.007	○	0.3	無	0.2	○	0.027	無	0.012	×	0.119	0.037	○	23.0	9.2
	城北つばさ高校	○	0.001	無	0.000	○	0.024	0.009	－	—	－	—	○	0.030	無	0.013	×	0.106	0.036	○	20.2	8.2
	名楽町	－	—	－	—	○	0.024	0.009	－	—	－	—	○	0.033	無	0.014	×	0.102	0.035	○	19.5	7.6
	滝川小学校	－	—	－	—	○	0.020	0.008	－	—	－	—	○	0.034	無	0.014	×	0.095	0.034	○	21.2	8.8
	八幡中学校	○	0.002	無	0.001	○	0.024	0.010	－	—	－	—	○	0.036	無	0.015	×	0.096	0.036	○	26.3	11.2
	富田支所	－	—	－	—	○	0.021	0.009	－	—	－	—	○	0.035	無	0.012	×	0.101	0.035	○	22.6	8.8
	惟信高校	－	—	－	—	○	0.023	0.010	－	—	－	—	○	0.034	無	0.013	×	0.096	0.035	○	22.0	8.7
	白水小学校	○	0.002	無	0.001	○	0.026	0.012	－	—	－	—	○	0.030	無	0.015	×	0.091	0.033	○	22.8	9.8
	守山保健センター	－	—	－	—	○	0.020	0.008	－	—	－	—	○	0.029	無	0.013	×	0.119	0.037	○	20.8	8.2
	大高北小学校	－	—	－	—	○	0.021	0.010	－	—	－	—	○	0.034	無	0.015	×	0.098	0.034	○	21.6	8.8
	天白保健センター	－	—	－	—	○	0.020	0.008	－	—	－	—	○	0.030	無	0.013	×	0.112	0.037	○	20.5	8.5
	一般局平均	達成 4/4	—	－	0.001	達成 11/11	—	0.009	達成 1/1	—	－	0.2	達成 11/11	—	－	0.014	達成 0/11	—	0.035	達成 11/11	—	8.9
自動車排出ガス測定局	上下水道局北営業所	－	—	－	—	○	0.026	0.012	－	—	－	—	○	0.037	無	0.013	－	—	—	○	25.2	8.8
	名塚中学校	－	—	－	—	○	0.024	0.009	－	—	－	—	○	0.038	無	0.016	×	0.107	0.036	○	21.8	8.7
	若宮大通公園	○	0.002	無	0.001	○	0.027	0.013	－	—	－	—	○	0.026	無	0.011	×	0.091	0.031	○	23.0	8.7
	熱田神宮公園	－	—	－	—	○	0.025	0.010	－	—	－	—	○	0.034	無	0.014	－	—	—	○	21.5	7.9
	港陽	－	—	－	—	○	0.027	0.012	－	—	－	—	○	0.037	無	0.015	×	0.093	0.034	○	28.1	10.2
	千竈	－	—	－	—	○	0.023	0.011	－	—	－	—	○	0.033	無	0.014	－	—	—	○	27.7	10.9
	元塩公園	－	—	－	—	○	0.033	0.017	○	0.5	無	0.3	○	0.031	無	0.014	－	—	—	○	27.3	10.5
	自排局平均	達成 1/1	—	－	0.001	達成 7/7	—	0.012	達成 1/1	—	－	0.3	達成 7/7	—	－	0.014	達成 0/3	—	0.034	達成 7/7	—	9.4
全測定局平均		達成 5/5	—	－	0.001	達成 18/18	—	0.010	達成 2/2	—	－	0.3	達成 18/18	—	－	0.014	達成 0/14	—	0.035	達成 18/18	—	9.1

注1：環境基準の達成状況は、光化学オキシダントについては短期的評価、その他の項目については長期的評価により評価したものである。

注2：環境基準（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

注3：令和7年4月1日より「上下水道局北営業所」は「田幡」に測定局名を変更したが、令和6年度結果のため旧測定局名で表記した。

表5 令和6年度 大気汚染常時監視結果（環境目標値の達成状況）

	項目名	市民の健康の保護に係る目標値														快適な生活環境の確保に係る目標値	
		二酸化窒素（NO_2）			浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）				光化学オキシダント（Ｏｘ）昼間（５時～２０時）			微小粒子状物質 (PM2.5)				浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）	
		環境目標値 (0.04ppm以下)		年平均値	環境目標値 (0.10mg/m³以下)			年平均値	環境目標値 (0.06ppm以下)		年平均値	環境目標値	(35μg/m³以下)	(15μg/m³以下)		環境目標値 (0.015mg/m³以下)	
		達成状況	日平均値の98%値		達成状況	日平均値の2%除外値	2日以上連続超過		達成状況	1時間値の最高値		達成状況	日平均値の98パーセンタイル値	年平均値		達成状況	年平均値
	測定局名	適〇否×	(ppm)	(ppm)	適〇否×	(mg/m³)	有無	(mg/m³)	適〇否×	(ppm)	(ppm)	適〇否×	(μg/m³)	(μg/m³)		適〇否×	(mg/m³)
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	〇	0.017	0.007	〇	0.027	無	0.012	×	0.119	0.037	〇	23.0	9.2		〇	0.012
	城北つばさ高校	〇	0.024	0.009	〇	0.030	無	0.013	×	0.106	0.036	〇	20.2	8.2		〇	0.013
	名楽町	〇	0.024	0.009	〇	0.033	無	0.014	×	0.102	0.035	〇	19.5	7.6		〇	0.014
	滝川小学校	〇	0.020	0.008	〇	0.034	無	0.014	×	0.095	0.034	〇	21.2	8.8		〇	0.014
	八幡中学校	〇	0.024	0.010	〇	0.036	無	0.015	×	0.096	0.036	〇	26.3	11.2		〇	0.015
	富田支所	〇	0.021	0.009	〇	0.035	無	0.012	×	0.101	0.035	〇	22.6	8.8		〇	0.012
	惟信高校	〇	0.023	0.010	〇	0.034	無	0.013	×	0.096	0.035	〇	22.0	8.7		〇	0.013
	白水小学校	〇	0.026	0.012	〇	0.030	無	0.015	×	0.091	0.033	〇	22.8	9.8		〇	0.015
	守山保健センター	〇	0.020	0.008	〇	0.029	無	0.013	×	0.119	0.037	〇	20.8	8.2		〇	0.013
	大高北小学校	〇	0.021	0.010	〇	0.034	無	0.015	×	0.098	0.034	〇	21.6	8.8		〇	0.015
	天白保健センター	〇	0.020	0.008	〇	0.030	無	0.013	×	0.112	0.037	〇	20.5	8.5		〇	0.013
	一般局平均	達成 11/11	—	0.009	達成 11/11	—	－	0.014	達成 0/11	—	0.035	達成 11/11	—	8.9		達成 11/11	0.014
自動車排出ガス測定局	上下水道局北営業所	〇	0.026	0.012	〇	0.037	無	0.013	－	—	—	〇	25.2	8.8		〇	0.013
	名塚中学校	〇	0.024	0.009	〇	0.038	無	0.016	×	0.107	0.036	〇	21.8	8.7		×	0.016
	若宮大通公園	〇	0.027	0.013	〇	0.026	無	0.011	×	0.091	0.031	〇	23.0	8.7		〇	0.011
	熱田神宮公園	〇	0.025	0.010	〇	0.034	無	0.014	－	—	—	〇	21.5	7.9		〇	0.014
	港陽	〇	0.027	0.012	〇	0.037	無	0.015	×	0.093	0.034	〇	28.1	10.2		〇	0.015
	千竈	〇	0.023	0.011	〇	0.033	無	0.014	－	—	—	〇	27.7	10.9		〇	0.014
	元塩公園	〇	0.033	0.017	〇	0.031	無	0.014	－	—	—	〇	27.3	10.5		〇	0.014
	自排局平均	達成 7/7	—	0.012	達成 7/7	—	－	0.014	達成 0/3	—	0.034	達成 7/7	—	9.4		達成 6/7	0.014
全測定局平均		達成 18/18	—	0.010	達成 18/18	—	－	0.014	達成 0/14	—	0.035	達成 18/18	—	9.1		達成 17/18	0.014

注1：環境目標値の達成状況は、光化学オキシダントについては短期的評価、その他の項目については長期的評価により評価したものである。

注2：環境目標値（　）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

注3：令和7年4月1日より「上下水道局北営業所」は「田幡」に測定局名を変更したが、令和6年度結果のため旧測定局名で表記した。

表６　有害大気汚染物質年度別調査結果（環境基準が定められている物質）　　　　　　　　（単位：$\mu g/m^3$）

調査物質	調査地点	調 査 結 果　(年平均値)					環境基準
		R2	R3	R4	R5	R6	
ベンゼン	会所町	0.74	0.89	0.74	0.68	0.58	3 以下
	富田支所	0.68	0.89	0.67	0.60	0.56	
	港陽	0.68	0.80	0.68	0.68	0.57	
	野跡小学校	0.78	1.1	0.78	0.70	0.63	
	白水小学校	0.72	0.92	0.78	0.73	0.63	
	本地通	0.77	0.94	0.86	0.76	0.70	
	元塩公園	0.72	0.83	0.77	0.68	0.65	
トリクロロ エチレン	会所町	0.19	0.40	0.23	0.27	0.26	130 以下
	富田支所	0.26	0.50	0.41	0.29	0.28	
	港陽	0.59	0.52	0.51	0.36	0.36	
	野跡小学校	1.1	0.90	0.85	0.67	0.56	
	白水小学校	0.39	0.65	0.52	0.39	0.28	
	本地通	1.0	2.0	1.1	1.0	0.59	
	元塩公園	0.32	0.68	0.54	0.47	0.35	
テトラクロロ エチレン	会所町	0.067	0.10	0.13	0.091	0.12	200 以下
	富田支所	0.038	0.064	0.10	0.066	0.052	
	港陽	0.12	0.23	0.39	0.37	0.14	
	野跡小学校	0.057	0.085	0.082	0.11	0.078	
	白水小学校	0.10	0.19	0.25	0.27	0.21	
	本地通	0.13	0.17	0.13	0.31	0.10	
	元塩公園	0.21	0.25	0.21	0.40	0.15	
ジクロロメタン	会所町	1.8	2.5	4.1	2.8	1.7	150 以下
	富田支所	1.9	2.5	4.4	3.5	1.7	
	港陽	2.0	2.6	8.4	3.7	2.0	
	野跡小学校	1.8	2.4	4.0	2.9	1.6	
	白水小学校	2.2	5.3	7.7	4.2	3.0	
	本地通	3.9	4.2	7.6	5.2	4.1	
	元塩公園	3.3	5.2	6.4	5.3	4.6	

表７　公共用水域の環境基準の達成状況（河川はＢＯＤ、海域はＣＯＤ）

(単位 : mg/L)

水域名	環境基準点	環境基準類型	環境基準	達成状況(年度)			
				令和4	5	6	75%水質値
荒子川	荒子川ポンプ所	E	10	○	○	○	5.3
中川運河	東海橋	E	10	○	×	○	10
堀川	港新橋	D	8	○	○	○	4.3
山崎川	道徳橋	D	8	○	○	○	5.4
天白川	千鳥橋	C	5	○	○	○	2.6
庄内川中流(2)	大留橋	C	5	○	○	○	1.1
	水分橋						3.0
庄内川下流	枇杷島橋	C	5	○	○	○	3.4
矢田川上流	大森橋	D	8	○	○	○	3.3
矢田川下流	天神橋	C	5	○	○	○	2.1
新川下流	＊萱津橋	D	8	○	○	○	2.7
名古屋港（甲）	Ｎ－１	C	8	○	○	○	4.5
	＊Ｎ－２						4.3
	＊Ｎ－３						3.9

注１:＊印については市外調査地点であるが、市内水域の環境基準点であるため掲載している。

注２:環境基準類型には、ＡＡからＥまでの６段階があり、それぞれの段階ごとに環境基準の値が定められている。

表８　公共用水域の環境目標値の達成状況（河川はＢＯＤ、海域・ため池はＣＯＤ）

（単位：mg/L）

水域名	調査地点	令和5年度まで				令和6年度から			
		地域区分	環境目標値	達成状況(年度)		地域区分	環境目標値	達成状況(年度)	
				令和4	5			令和6	75%水質値
荒子川	境橋	☆☆☆	3	×	×	☆☆☆	3	×	6.1
	荒子川ポンプ所	☆	8	○	○	☆	8	○	5.3
中川運河	東海橋	☆☆	5	×	×	☆☆	5	×	10
	長良橋	☆☆	5	—	×	☆☆	5	×	8.5
	西日置橋	☆☆	5	—	○	☆☆	5	○	3.2
堀川	猿投橋	☆☆☆	3	○	○	☆☆☆	3	○	1.3
	小塩橋	☆☆☆	3	×	×	☆☆☆	3	×	4.3
	港新橋	☆☆	5	×	×	☆☆	5	○	4.3
新堀川	日の出橋	☆	8	○	○	☆	8	○	3.8
山崎川	鼎(かなえ)橋	☆☆☆	3	○	×	☆☆☆	3	○	1.6
	道徳橋	☆	8	○	○	☆	8	○	5.4
天白川	天白橋	☆☆	5	○	○	☆☆	5	○	1.3
	千鳥橋	☆☆	5	○	○	☆☆	5	○	2.6
植田川	植田橋	☆☆☆	3	○	×	☆☆☆	3	○	1.6
扇川	鳴海橋	☆☆☆	3	○	○	☆☆☆	3	○	1.1
鞍流瀬川	梶田橋	☆	8	○	○	☆☆	5	○	2.6
庄内川	大留橋	☆☆☆	3	○	○	☆☆☆	3	○	1.1
	水分橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	○	3.0
	枇杷島橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	×	3.4
	庄内新川橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	○	1.9
矢田川	大森橋	☆	8	○	○	☆☆	5	○	3.3
	天神橋	☆	8	○	○	☆☆☆	3	○	2.1
香流川	香流橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	×	3.8
新川	比良新橋	☆☆	5	○	○	☆☆☆	3	○	1.8
	日の出橋	☆☆	5	○	○	☆☆	5	○	1.5
戸田川	新東福橋	☆	8	×	×	☆	8	×	9.9
福田川	新西福橋	☆☆	5	○	○	☆☆	5	○	3.2
名古屋港	潮見ふ頭北	☆	5	×	×	☆	5	○	4.2
	金城ふ頭西	☆☆	3	×	×	☆☆	3	×	3.2
	Ｎ－１〈潮見ふ頭西〉	☆	5	○	×	☆	5	○	4.5
	Ｎ－１０〈庄内川河口〉	☆☆	3	×	×	☆☆	3	×	4.2
	Ｎ－１１〈潮見ふ頭南〉	☆	5	○	○	☆	5	○	4.3
	Ｎ－１４〈藤前干潟〉	☆☆	3	×	×	☆☆	3	×	4.5
	Ｍ－１〈ガーデンふ頭〉	☆	5	○	×	☆	5	×	5.3
牧野池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	17
猫ヶ洞池		☆☆	6	○	×	☆☆	6	○	5.4
大久手池		☆☆	6	○	○	☆☆	6	○	3.5
大村池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	7.8
緑ヶ池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	6.1
安田池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	12
塚ノ杁池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	11
戸笠池		☆☆	6	○	—	☆☆	6	○	4.9
新海池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	8.4
琵琶ヶ池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	10
蝮池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	8.2
水主ヶ池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	12
荒池		☆☆	6	×	×	☆☆	6	×	20

注1：地域区分には、☆☆☆、☆☆、☆の3段階があり、それぞれの段階ごとに環境目標値が定められている。
注2：西日置橋は、令和5年度のみ松重ポンプ所で実施。
注3：令和5年度の戸笠池は測定回数が少ないため、評価対象外とした。

表 9　水質環境測定結果（令和 6 年度）

新堀川舞鶴橋の測定結果

区分	測定地点	水温 ℃	電気伝導率 mS/m	溶存酸素量 mg/L	pＨ	ＯＲＰ mV	濁度 NTU	塩分濃度 PSU	クロロフィル μg/L
4 月	上層	20.5	560	1.9	6.7	-146	12	3.1	2
	底層	16.5	4,180	0.4	6.1	-370	41	26.9	12
5 月	上層	22.8	560	1.1	6.8	-182	16	3.1	2
	底層	19.2	3,930	0.3	6.6	-384	30	25.2	10
6 月	上層	24.7	540	1.4	6.8	-174	8	3.0	3
	底層	22.4	3,650	0.2	6.6	-404	13	23.2	3
7 月	上層	27.0	580	0.5	6.8	-222	15	3.2	3
	底層	24.8	3,930	0.1	6.4	-404	13	25.1	6
8 月	上層	29.1	890	0.8	6.9	-76	8	5.0	5
	底層	27.0	2,910	0.2	6.6	-420	11	18.0	8
9 月	上層	29.1	510	1.1	6.8	-131	11	2.8	3
	底層	26.4	4,450	0.3	6.5	-420	23	28.7	13
10 月	上層	26.0	870	1.1	6.7	-179	18	4.9	3
	底層	26.9	2,430	0.0	6.8	-386	6	14.7	3
11 月	上層	23.9	1,090	1.3	6.7	-139	17	6.2	2
	底層	24.3	4,260	0.2	7.0	-374	5	27.5	1
12 月	上層	21.0	1,260	1.6	6.9	-99	9	7.3	2
	底層	20.1	4,440	0.1	7.0	-375	4	28.7	1
1 月	上層	18.3	1,380	2.7	6.9	-44	7	8.1	2
	底層	15.5	4,440	0.0	7.2	-357	6	28.7	0
2 月	上層	17.5	1,200	3.7	7.0	87	6	6.9	3
	底層	13.7	4,160	0.1	7.1	-355	14	26.7	1
3 月	上層	17.9	1,140	2.8	6.9	32	7	6.6	3
	底層	13.4	4,550	0.0	7.0	-384	8	29.5	0
年平均	上層	23.2	880	1.7	6.8	-106	11	5.0	3
	底層	20.9	3,940	0.2	6.7	-386	15	25.2	5

注 1：上層は水面からおよそ 0.5m、底層は川底からおよそ 0.5m の地点で測定。

注 2：測定機の故障等により欠測となったデータがある。

表10　地下水の水質常時監視結果（令和6年度）

1　概況調査

（1）定点調査

6地点のうち4地点で環境基準を達成し、2地点で環境基準を超過した項目があった。

地点番号	調査地点	項　目	濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
1	西区栄生一丁目	砒素	0.011	0.01 以下
3	中川区北江町	ふっ素	1.1	0.8 以下

（2）メッシュ調査

27地点のうち、すべての地点において環境基準を達成した。また、測定を実施した要監視項目は、4地点すべての地点において暫定指針値を下回った。

2　汚染井戸周辺地区調査（事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点の周辺井戸を調査）

地点番号	調査地点	項　目	調査井戸数	環境基準等[注]超過井戸数	濃度範囲 (mg/L)	環境基準等[注] (mg/L)
34 35	昭和区高辻町周辺	1,1-ジクロロエチレン	2	0	<0.002	0.1 以下
		トリクロロエチレン			<0.001	0.01 以下
36～ 38	西区新木町周辺	砒素	1	0	<0.005	0.01 以下
		ふっ素	3	0	0.17～0.25	0.8 以下
39～ 58	中区栄三丁目周辺	PFOS及びPFOA	20	12	<0.000004～ 0.00075	0.00005以下
59	守山区八剣町周辺	ベンゼン	1	0	<0.001	0.01 以下
60～ 62	中区新栄一丁目周辺	PFOS及びPFOA	3	0	0.000008～ 0.000045	0.00005以下

注：環境基準及び暫定指針値により評価した。

3　定期モニタリング調査（34地点）

地点番号	調査地点	項　目	濃度 (mg/L)	環境基準超過状況	環境基準 (mg/L)
63	中村区名駅二丁目	砒素	0.012	×	0.01 以下
64 65	南区三条一丁目	砒素	0.012	×	0.01 以下
	南区三条一丁目	砒素	0.009	○	0.01 以下
66	中村区宿跡町	砒素	0.026	×	0.01 以下
67	中村区太閤三丁目	砒素	0.017	×	0.01 以下
68	港区天目町	砒素	0.031	×	0.01 以下
69	港区潮見町	砒素	0.010	○	0.01 以下
70	中川区中島新町一丁目	砒素	0.012	×	0.01 以下
71	緑区鳴海町	総水銀	0.0014	×	0.0005 以下
		アルキル水銀	<0.0005	○	検出されないこと
72	緑区池上台三丁目	総水銀	0.0055	×	0.0005 以下
		アルキル水銀	<0.0005	○	検出されないこと
73	瑞穂区桃園町	1,2-ジクロロエチレン	0.10	×	0.04 以下
74	緑区左京山	1,2-ジクロロエチレン	0.11	×	0.04 以下
		トリクロロエチレン	0.36	×	0.01 以下
75	中川区五女子町	1,2-ジクロロエチレン	0.031	○	0.04 以下
76	中川区南脇町	クロロエチレン	0.0098	×	0.002 以下

地点番号	調査地点	項　目	濃度(mg/L)	環境基準超過状況	環境基準(mg/L)
77	西区丸野二丁目	クロロエチレン	0.0013	○	0.002 以下
		1,1-ジクロロエチレン	<0.01	○	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	<0.004	○	0.04 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	○	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	○	0.006 以下
		トリクロロエチレン	<0.001	○	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	<0.0005	○	0.01 以下
78	北区大曽根二丁目	クロロエチレン	0.0006	○	0.002 以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.037	○	0.04 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	○	0.006 以下
		トリクロロエチレン	0.001	○	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	<0.0005	○	0.01 以下
79	中川区松ノ木町	1,2-ジクロロエチレン	0.031	○	0.04 以下
80	中村区平池町	クロロエチレン	0.0087	×	0.002 以下
81	中村区名駅一丁目	クロロエチレン	<0.0002	○	0.002 以下
82	中区三の丸一丁目	クロロエチレン	0.0036	×	0.002 以下
		1,1-ジクロロエチレン	<0.01	○	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.006	○	0.04 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	○	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	○	0.006 以下
		トリクロロエチレン	<0.001	○	0.01 以下
		テトラクロロエチレン	<0.0005	○	0.01 以下
83	天白区古川町	トリクロロエチレン	0.010	○	0.01 以下
84	中区栄一丁目	クロロエチレン	0.0076	×	0.002 以下
85	中村区道下町	砒素	0.061	×	0.01 以下
86	港区汐止町	砒素	0.016	×	0.01 以下
87	港区潮見町	砒素	0.014	×	0.01 以下
88	緑区大根山二丁目	総水銀	0.0024	×	0.0005 以下
		アルキル水銀	<0.0005	○	検出されないこと
89	中川区八家町	1,2-ジクロロエチレン	0.043	×	0.04 以下
		トリクロロエチレン	0.029	×	0.01 以下
90	中区錦三丁目	テトラクロロエチレン	0.003	○	0.01 以下
91	千種区今池五丁目	トリクロロエチレン	<0.001	○	0.01 以下
92	千種区内山一丁目	1,2-ジクロロエチレン	0.045	×	0.04 以下
93	中川区乗越町	クロロエチレン	0.011	×	0.002 以下
94	熱田区神野町	クロロエチレン	0.0022	×	0.002 以下
95	南区要町	クロロエチレン	0.0032	×	0.002 以下
96	南区鳴浜町	クロロエチレン	0.0006	○	0.002 以下

注：表中○は環境基準を達成したこと、×は超過したことを示す。

調査地点図

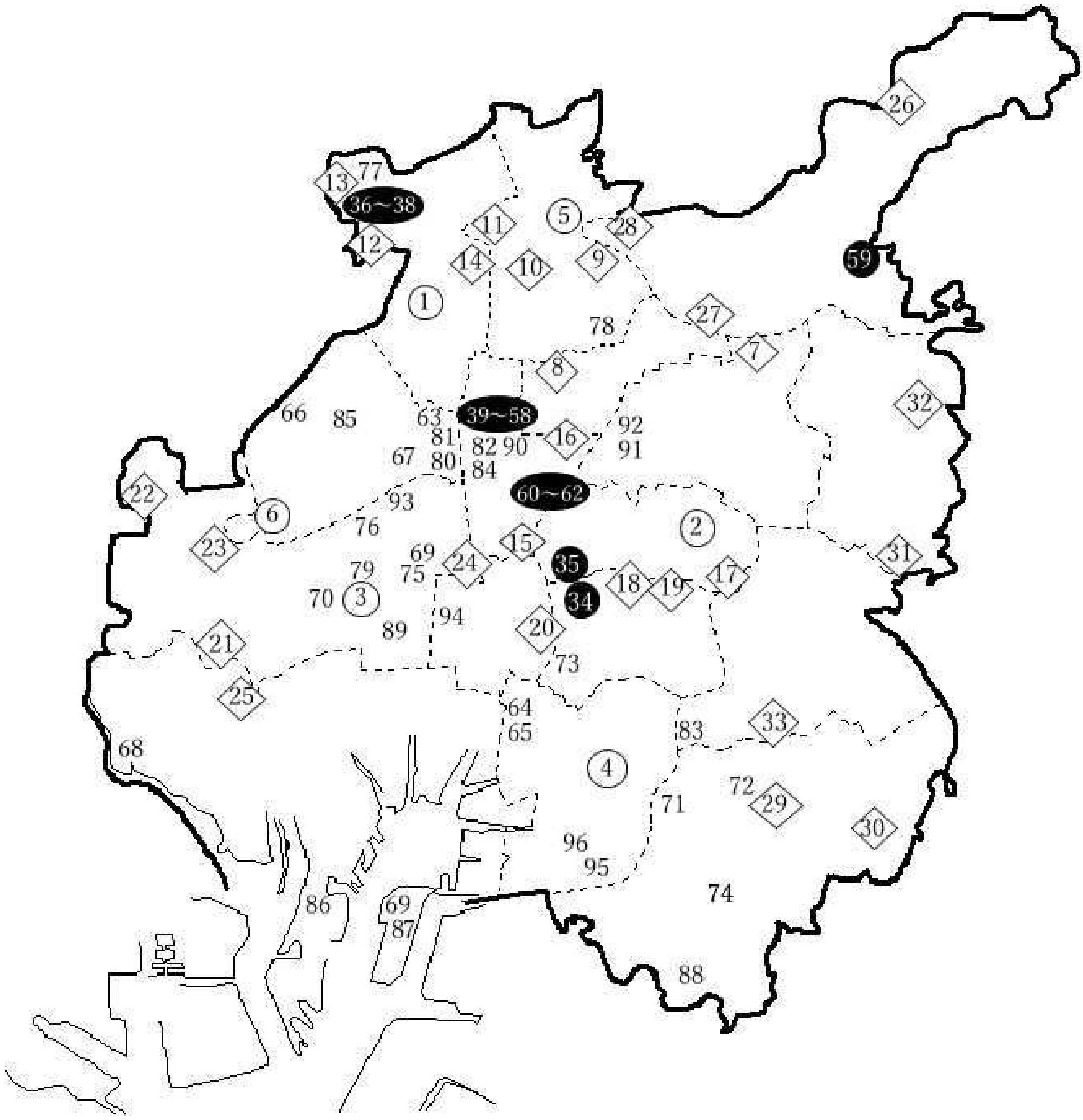

注　○数字・・・・概況調査（定点調査）地点

◇数字・・・・概況調査（メッシュ調査）地点

●数字・・・・汚染井戸周辺地区調査地点

数字のみ・・・定期モニタリング調査地点

＜調査地点一覧表＞

地点番号	調査地点	区　分	使用用途	井戸の区分 (ストレーナーの位置 単位:m)	調査機関
1	西区栄生一丁目	概況定点調査	一般飲用	深 井 戸 (108.75 ～ 119.75 、136.25～141.75)	名古屋市
2	昭和区妙見町	概況定点調査	一般飲用	深井戸(24～28、33～36、43～52、60～65)	名古屋市
3	中川区北江町	概況定点調査	その他	浅井戸(1～10)	名古屋市
4	南区立脇町	概況定点調査	工業用水	深井戸(50～56、66～67、77～88、94～100)	名古屋市
5	北区安井町	概況定点調査	その他	深井戸(19～29)	国土交通省
6	中村区岩塚町	概況定点調査	その他	深井戸(75.5～78.5)	国土交通省
7	千種区香流橋一丁目	概況メッシュ調査	工業用水	浅井戸(0～8)	名古屋市
8	東区白壁三丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(23.5～34.5)	名古屋市
9	北区上飯田北町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(10～18)	名古屋市
10	北区鳩岡町	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(30～45)	名古屋市
11	北区福徳町	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(26～34)	名古屋市
12	西区こも原町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(46～50)	名古屋市
13	西区十方町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(80～90)	名古屋市
14	西区又穂町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(56～66)	名古屋市
15	中区金山五丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(70～80、90～105、155～160)	名古屋市
16	中区新栄一丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(50～58、62～66)	名古屋市
17	昭和区八事本町	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(42～54、60～64、112～116)	名古屋市
18	瑞穂区川澄町	概況メッシュ調査	その他	浅井戸(0～10)	名古屋市
19	瑞穂区陽明町	概況メッシュ調査	その他	深井戸(90)	名古屋市
20	熱田区三本松町	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(62～72、83～89、93～106)	名古屋市
21	中川区江松三丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(94～110)	名古屋市
22	中川区新家三丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(144～152、154～158、182～186)	名古屋市
23	中川区伏屋五丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(45～55、70～80)	名古屋市
24	中川区柳川町	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(88～100)	名古屋市
25	港区小賀須二丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(50～60)	名古屋市
26	守山区下志段味四丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(18～26、42～46)	名古屋市
27	守山区小六町	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(48～52)	名古屋市
28	守山区瀬古三丁目	概況メッシュ調査	工業用水	深井戸(23～28)	名古屋市
29	緑区滝ノ水四丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(56～64、80～84、96～100)	名古屋市
30	緑区鳴海町	概況メッシュ調査	一般飲用	深井戸(39～48、111～120、123～129、138～141)	名古屋市
31	名東区猪高町大字高針	概況メッシュ調査	その他	深井戸(50～61、91～102)	名古屋市
32	名東区本郷三丁目	概況メッシュ調査	その他	深井戸(70～86)	名古屋市
33	天白区野並四丁目	概況メッシュ調査	生活用水	深井戸(64～72、76～80)	名古屋市
34	昭和区高辻町	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(105～117)	名古屋市
35	瑞穂区太田町	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
36	西区十方町	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(80～90)	名古屋市

地点番号	調査地点	区　分	使用用途	井戸の区分 （ストレーナーの位置 単位:m）	調査機関
37	西区丸野二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(72～80)	名古屋市
38	西区長先町	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(20～35)	名古屋市
39	中区栄三丁目	汚染井戸周辺地区調査	一般飲用	深井戸(32.5～41.25)	名古屋市
40	中区栄三丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸（50～62、77～83、92.5～101.5、113～116)	名古屋市
41	中区栄三丁目	汚染井戸周辺地区調査	一般飲用	深井戸(98.4～114.2)	名古屋市
42	中区栄三丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(67～75、83～87)	名古屋市
43	中区栄三丁目	汚染井戸周辺地区調査	一般飲用	深井戸(60～72、86～90、98～106)	名古屋市
44	中区栄四丁目	汚染井戸周辺地区調査	一般飲用	深井戸(99～110、121～126)	名古屋市
45	中区栄三丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
46	中区錦三丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(22～30、36～44)	名古屋市
47	中区栄二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(85～95)	名古屋市
48	中区錦二丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(30～45)	名古屋市
49	中区栄二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(82～94、106～112、118～124、156～165、171～183)	名古屋市
50	中区栄一丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(585～621)	名古屋市
51	中区丸の内二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
52	中区丸の内二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(85～95)	名古屋市
53	中区丸の内二丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	不明	名古屋市
54	中区三の丸一丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(14～18)	名古屋市
55	中区三の丸一丁目	汚染井戸周辺地区調査	工業用水	深井戸(71～77、89～101、107～110,128～131、143～157、164～170、176～182)	名古屋市
56	中区三の丸二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(60～80)	名古屋市
57	中区三の丸二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(40～50、65～70)	名古屋市
58	中区錦二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(95.5～104.5、128.8～134.8、135.9～139.9、145.5～159.5、171.3～180.3、201～211)	名古屋市
59	守山区八剣	汚染井戸周辺地区調査	その他	不明	名古屋市
60	中区新栄一丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(0～70)	名古屋市
61	中区新栄二丁目	汚染井戸周辺地区調査	その他	深井戸(40～50、60～70)	名古屋市
62	中区千代田五丁目	汚染井戸周辺地区調査	生活用水	不明	名古屋市
63	中村区名駅二丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(100～108)	名古屋市
64	南区三条一丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸(50～80)	名古屋市
65	南区三条一丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸(50～80)	名古屋市
66	中村区宿跡町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(58～60)	名古屋市
67	中村区太閤三丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸(80～120)	名古屋市
68	港区天目町	定期モニタリング調査	その他	深井戸(121～129、177～183、203～216)	名古屋市
69	港区潮見町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(10～20、20～25)	名古屋市
70	中川区中島新町一丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(112～118、129～134、145～156、167～173、184～195)	名古屋市
71	緑区鳴海町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸(9～37、41～45)	名古屋市
72	緑区池上台三丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸(20～24、30～34、60～64)	名古屋市

地点番号	調査地点	区　分	使用用途	井戸の区分 （ストレーナーの位置 単位:m）	調査機関
73	瑞穂区桃園町	定期モニタリング調査	その他	深井戸（55～73、79～91、97～103）	名古屋市
74	緑区左京山	定期モニタリング調査	生活用水	不明	名古屋市
75	中川区五女子町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（65～75）	名古屋市
76	中川区南脇町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（69～73、91～99）	名古屋市
77	西区丸野二丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（26～35）	名古屋市
78	北区大曽根二丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸（60～80）	名古屋市
79	中川区松ノ木町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（30～33、55～58）	名古屋市
80	中村区平池町	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸（60～80）	名古屋市
81	中村区名駅一丁目	定期モニタリング調査	その他	深井戸（80～110）	名古屋市
82	中区三の丸一丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（71～77、89～101、107～110、128～131、143～157、164～170、176～182）	名古屋市
83	天白区古川町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（50～60）	名古屋市
84	中区栄一丁目	定期モニタリング調査	一般飲用	深井戸（117～130）	名古屋市
85	中村区道下町	定期モニタリング調査	生活用水	不明	名古屋市
86	港区汐止町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（156～186、198～210、226～234、250～258、266～270、274～282、290～294）	名古屋市
87	港区潮見町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（125～228）	名古屋市
88	緑区大根山二丁目	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（40～50）	名古屋市
89	中川区八家町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（35～40、45～50）	名古屋市
90	中区錦三丁目	定期モニタリング調査	その他	深井戸（22～30、36～44）	名古屋市
91	千種区今池五丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸（92～97、101～107）	名古屋市
92	千種区内山一丁目	定期モニタリング調査	生活用水	深井戸（50～60、90～100）	名古屋市
93	中川区乗越町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（100～110）	名古屋市
94	熱田区神野町	定期モニタリング調査	工業用水	不明	名古屋市
95	南区要町	定期モニタリング調査	工業用水	深井戸（90～110）	名古屋市
96	南区鳴浜町	定期モニタリング調査	生活用水	不明	名古屋市

注1：使用用途は次のように分類している。
　「一般飲用」：飲用に用いられている可能性のある井戸
　「生活用水」：飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられている可能性が全くない井戸
　「工業用水」：井戸水を冷却等の工業用として用いている井戸で、飲用に用いられる可能性が全くない井戸
　「そ の 他」：上記のいずれにも分類されない井戸
注2：浅井戸とは、第一不透水層より上層で不圧地下水を採取する井戸であり、深井戸とは、第一不透水層より下層で被圧地下水を採取する井戸をいう。

表11-1　親しみやすい指標による環境目標値適合状況（河川）

令和6年度における調査結果と親しみやすい指標による環境目標値適合状況(河川)

河川名	地点番号	調査地点	地域区分	地点別適合率※	水のにごり（透視度）単位:cm					水の色 1:ほとんど無色 2:着色はあるが、正常の範囲 3:異常な着色がある					水のにおい 1:顔を近づけても不快でない 2:水際に寄っても不快でない 3:橋や護岸で不快でない 4:橋や護岸にいるだけで不快					ごみ 1:捨てられていない 2:捨てられているが、多くはない 3:たくさん捨てられている					生き物 1:たくさんいる 2:いるが、多くはない 3:いない・見えない					水の流れ 1:ゆたかな流れ 2:流れがある 3:流れがない				
					春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値
荒子川	1	境橋	☆☆☆	70	100	50	100	100	70	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	3	3	1	1	2	2	2	2	2	2
	2	荒子川ポンプ所	☆	87	44	49	45	44	30	1	1	1	1		1	1	1	1	3	2	1	1	2		3	1	1	1		2	2	1	1	
中川運河	3	柳原橋	☆☆	50	33	45	40	41	50	1	1	1	1		1	1	1	1	2	1	1	1	1		3	3	3	3		3	3	3	3	
	4	長良橋	☆☆	91	70	90	50	80	50	1	1	1	1		1	1	1	1	2	1	1	1	1		3	1	1	1		2	3	2	2	
	5	東海橋	☆☆	70	17	38	22	76	50	1	1	1	1		1	1	1	1	2	1	1	2	1		3	2	3	2		2	3	2	2	
堀川	6	猿投橋	☆☆☆	75	55	90	32	90	70	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		3	3	3	3		1	1	1	1	
	7	小塩橋	☆☆☆	58	51	38	55	76	70	1	1	2	1		1	2	2	1	1	1	1	1	1		3	3	2	2		3	3	3	2	
	8	港新橋	☆☆	58	41	45	66	61	50	2	1	1	2		1	1	1	3	2	2	1	2	2		2	1	3	1		2	3	3	3	
新堀川	9	日の出橋	☆	79	42	72	39	33	30	1	1	1	1		4	1	1	2	3	2	1	1	1		2	3	2	2		3	3	2	2	
山崎川	10	鼎（かなえ）橋	☆☆☆	83	85	85	100	100	70	1	1	1	1		1	1	1	1	1	2	2	2	2		2	2	2	2		2	2	2	2	
	11	道徳橋	☆	66	18	0	90	55	30	1	1	1	1		1	1	1	1	3	1	2	2	1		3	3	1	3		2	2	2	3	
植田川	12	植田橋	☆☆☆	79	100	70	100	100	70	2	2	1	1		1	2	1	1	1	2	2	2	2		1	2	1	2		2	2	2	2	
天白川	13	天白橋	☆☆	100	100	72	72	82	50	1	1	1	1		1	1	1	1	2	1	1	1	1		2	2	2	2		2	2	2	2	
	14	千鳥橋	☆☆	54	92	60	100	83	50	2	1	1	1		3	3	3	2	2	2	2	2	2		3	3	2	2		2	3	3	2	
扇川	15	上汐田橋	☆☆☆	87	52	100	100	100	70	2	1	1	1		1	1	1	1	1	1	2	1	2		2	2	2	2		2	2	2	2	
鞍流瀬川	16	梶田橋	☆☆	58	5	100	100	100	50	1	1	1	1		3	3	3	3	2	2	1	1	1		3	3	3	3		1	1	2	2	
庄内川	17	松川橋	☆☆☆	66	41	40	56	54	70	2	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		3	3	3	3		2	2	2	2	
	18	水分橋	☆☆☆	75	26	54	24	100	70	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		3	2	3	3		2	2	2	2	
	19	枇杷島橋	☆☆☆	95	85	100	100	100	70	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		2	2	3	1		1	1	1	1	
	20	庄内新川橋	☆☆☆	75	100	45	95	55	70	1	1	1	1		1	1	1	1	1	2	2	2	2		2	2	2	2		2	2	2	2	
矢田川	21	大森橋	☆☆	87	71	71	83	64	50	2	2	1	2		1	1	1	1	2	2	2	1	2		2	2	2	2		2	2	2	2	
	22	天神橋	☆☆☆	87	95	72	85	25	70	1	1	1	1		1	1	1	1	1	2	1	1	2		2	2	2	2		1	1	1	2	
香流川	23	香流橋	☆☆☆	83	100	100	100	74	70	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	2	2		2	3	2	3		1	1	1	1	
新川	24	比良新橋	☆☆☆	62	90	20	35	75	70	1	2	2	1		1	1	1	1	1	2	2	2	1		3	3	3	3		2	1	1	2	
	25	日の出橋	☆☆	75	55	56	25	29	50	2	2	2	2		1	1	1	1	2	2	2	2	2		2	2	2	1		1	2	2	1	
戸田川	26	新東福橋	☆	50	19	25	18	15	30	2	2	2	2		1	1	1	1	3	2	2	2	2		2	2	2	2		3	3	3	3	
福田川	27	新西福橋	☆☆	41	25	35	23	30	50	2	2	3	2		1	1	2	1	2	3	2	3	3		3	3	3	3		2	2	2	3	
項目別適合率※					62					99					88					50					58					79				

注、凡例

数字　数字　数字は調査結果
網掛は目標値に適合していないことを示す

※適合率＝適合したデータ数／全データ数
（適合率は小数点以下を切り捨て）

表11-2　親しみやすい指標による環境目標値適合状況（ため池）

令和6年度における調査結果と親しみやすい指標による環境目標値適合状況(河川)

地点番号	調査地点	地域区分	地点別適合率※	水のにごり（透視度）　単位:cm					水の色　1:ほとんど無色　2:着色はあるが、正常の範囲　3:異常な着色がある					水のにおい　1:顔を近づけても不快でない　2:水際に寄っても不快でない　3:橋や護岸で不快でない　4:橋や護岸にいるだけで不快					ごみ　1:捨てられていない　2:捨てられているが、多くはない　3:たくさん捨てられている					生き物　1:たくさんいる　2:いるが、多くはない　3:いない・見えない				
				春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値	春季	夏季	秋季	冬季	目標値
28	牧野池	☆☆	75	24	28	13	12	50	1	1	2	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	3	1	2	2
29	猫ヶ洞池	☆☆	60	37	39	17	20		1	1	2	2		1	1	3	1		1	2	2	2		1	1	2	2	
30	大村池	☆☆	75	25	79	32	60		1	1	2	1		1	1	1	1		2	2	2	1		2	2	2	2	
31	緑ヶ池	☆☆	75	35	70	49	67		2	1	2	1		1	1	2	3		2	1	1	2		2	2	1	1	
32	安田池	☆☆	60	28	15	6	20		2	2	2	2		1	1	1	1		2	2	2	2		1	1	1	1	
33	塚ノ杁池	☆☆	70	41	43	37	25		1	1	1	2		1	1	1	1		2	1	1	2		2	2	2	2	
34	新海池	☆☆	75	33	45	21	37		1	1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1		2	3	2	1	
35	琵琶ヶ池	☆☆	70	27	16	15	18		2	2	2	2		1	1	1	1		1	1	1	2		2	3	2	2	
36	蝮池	☆☆	70	11	34	22	45		2	1	2	1		1	1	1	1		2	2	1	1		2	2	2	2	
項目別適合率*				11					100					94					52					91				

注、凡例

数字　数字　数字は調査結果　網掛は目標値に適合していないことを示す

※適合率＝適合したデータ数／全データ数
（適合率は小数点以下を切り捨て）

表 12　ダイオキシン類環境調査結果

1　ダイオキシン類大気環境調査結果

地点名称	調査地域	所在地	調査結果(pg-TEQ/m³)				
			春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値
若宮大通公園局	道路沿道	中区大須二丁目 404 番地先	0.0096	0.012	0.021	0.014	0.014 (0.041)
港陽測定局	発生源周辺	港区港陽一丁目 1-65	0.018	0.016	0.024	0.033	0.023 (0.040)
守山保健センター	一般環境	守山区小幡一丁目 3-1	0.013	0.014	0.023	0.010	0.015 (0.015)
環境基準							0.6 以下

注 1：(　)内の数字は、令和 5 年度調査の結果。
注 2：調査時期は下記のとおり。
　　春季　令和 6 年　5 月　8 日～ 5 月 15 日　　夏季　令和 6 年　7 月 17 日～ 7 月 24 日
　　秋季　令和 6 年 10 月 10 日～10 月 17 日　　冬季　令和 7 年　1 月 15 日～ 1 月 22 日

2　ダイオキシン類水環境調査結果（公共用水域）

区分	調査測定地点		調査時期	調査結果			
	河川名等	地点名		水質(pg-TEQ/L)	年間平均値	底質 (pg-TEQ/g)	水生生物（魚類） (pg-TEQ/g)
河川	荒子川	荒子川ポンプ所	夏季	0.088	0.13 (0.16)	19(27)	―
			冬季	0.17		―	―
	中川運河	東海橋	夏季	0.031	0.031 (0.15)	0.99(7.1)	―
			冬季	0.030		―	―
	堀川	港新橋	夏季	0.036	0.032 (0.051)	30(27)	―
			冬季	0.028		―	―
	山崎川	道徳橋	夏季	0.037	0.032 (0.038)	11(11)	―
			冬季	0.027		―	―
	天白川	千鳥橋	夏季	0.057	0.055 (0.056)	12(8.8)	―
			冬季	0.052		―	―
	矢田川	大森橋	夏季	0.36	0.22 (0.059)	0.86(0.40)	―
			冬季	0.070		―	―
海域	名古屋港	潮見ふ頭北	夏季	0.037	0.031 (0.061)	19(23)	―
			冬季	0.025		―	―
		金城ふ頭西	夏季	0.28	0.18 (0.19)	15(14)	―
			冬季	0.082		―	―
		高潮防波堤北	夏季	0.052	0.038 (0.043)	5.7(6.3)	0.83(0.49)
			冬季	0.024		―	―
環境基準				1 以下		150 以下	―

注 1：(　)内の数字は、令和 5 年度調査の結果。
注 2：調査時期は下記のとおり。
　　河川　　夏季　令和 6 年 9 月 27 日（水質・底質）
　　　　　　冬季　令和 7 年 1 月 8 日（水質）
　　海域　　夏季　令和 6 年 9 月 10 日（水質・底質・魚類）
　　　　　　冬季　令和 7 年 1 月 6 日（水質）

３　ダイオキシン類水環境調査結果（地下水）

調査測定地点(調査井戸)			調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/L)
所在地	使用用途	井戸の区分		
中村区鳥居西通二丁目	その他	深井戸	令和６年11月19日	0.049
守山区大字中志段味	その他	深井戸	令和６年11月19日	0.022
環境基準				1以下

４　ダイオキシン類土壌環境調査結果

調査測定地点		調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
地点名称	所在地		
仲田公園	千種区仲田町二丁目	令和６年７月８日	1.4
正色保育園	中川区下之一色町	令和６年７月８日	0.068
環境基準			1,000以下

図１　地盤沈下の状況

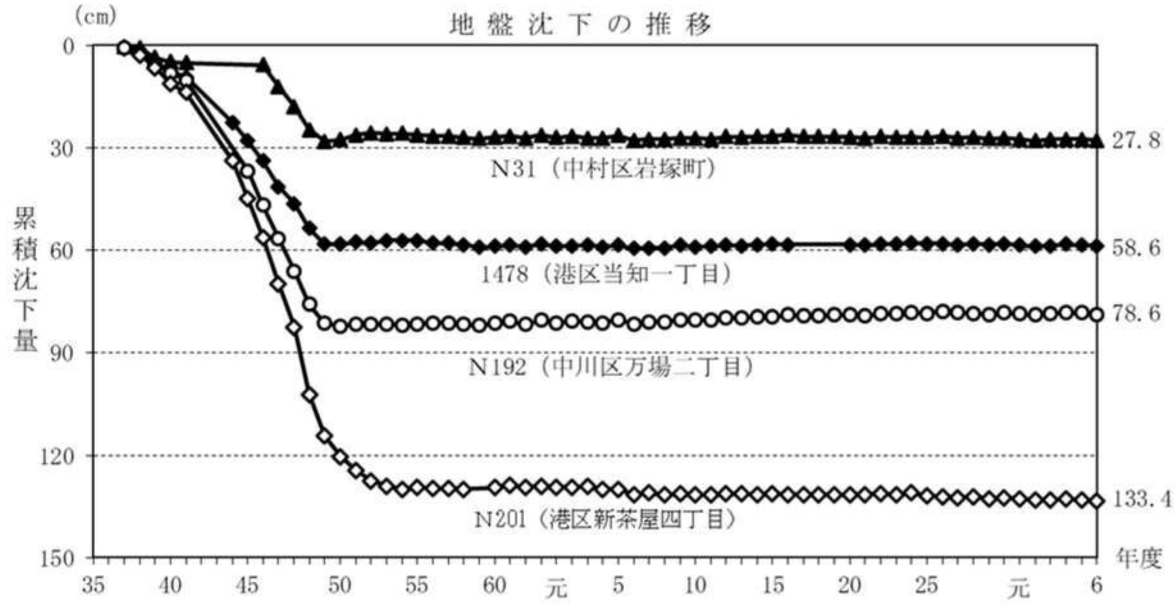

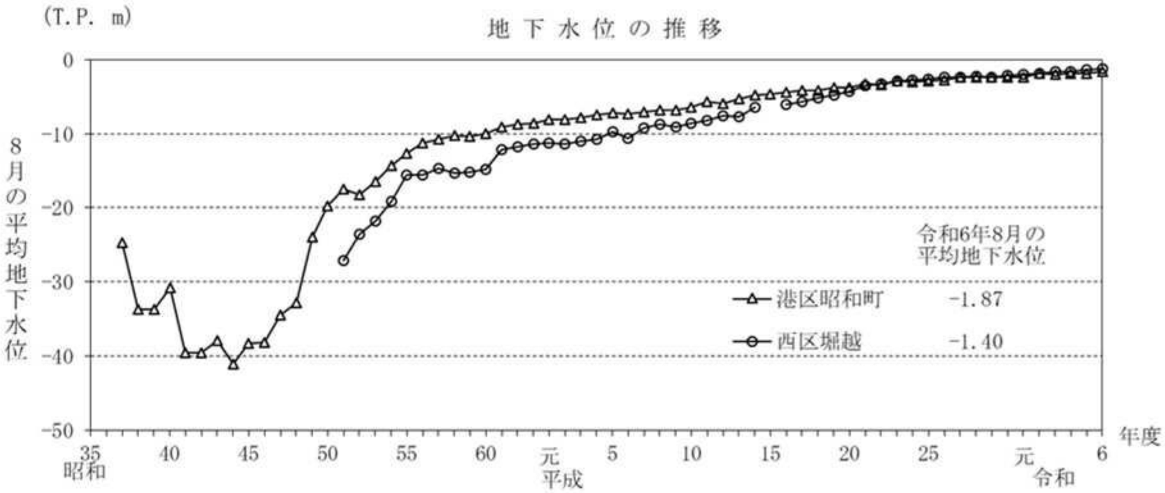

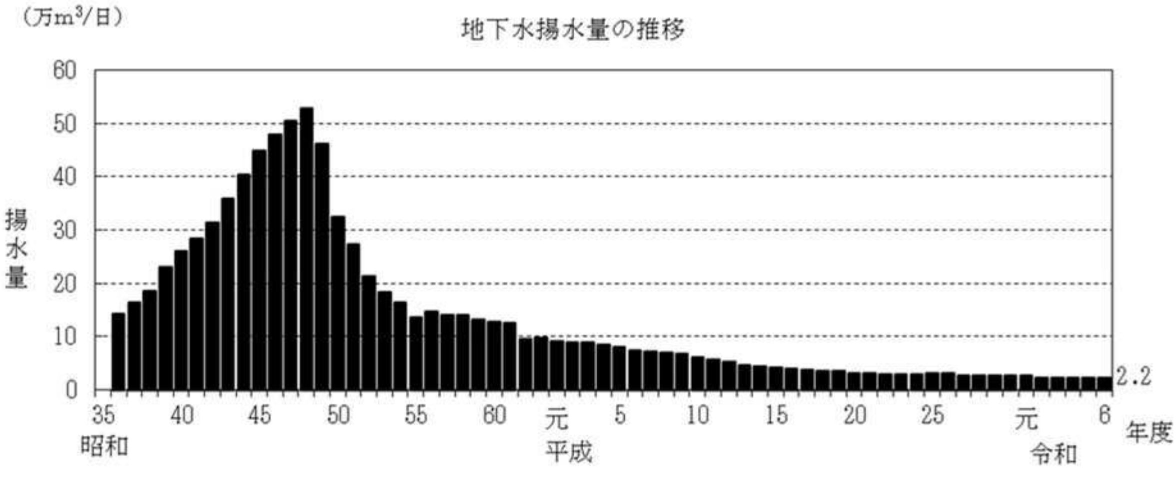

・上段グラフ：主な水準点での観測開始年度からの累積地盤沈下状況。
・中段グラフ：民間委託観測所における地下水位の状況。
・下段グラフ：揚水設備による地下水揚水量の推移。
昭和 48 年度までは地下水揚水量実態調査結果を集計し、それ以後は条例に基づく地下水揚水量報告を集計。令和 6 年度の地下水揚水量は約 2.2 万m^3/日。

表 13　令和６年度　自動車騒音調査結果（環境基準の面的評価）

定期監視①～⑧及び現況調査⑨～㉞の環境基準について、１日の調査結果を用いて面的評価による達成状況の評価を行った。

時間の区分は、昼間は６時～22 時、夜間は 22 時～翌６時とする。

番号	区間	道路名（調査地点）	評価区間		道路に面する地域における面的評価			
			起点	終点	環境基準達成状況（達成戸数）			区間内全戸数（戸）
					昼間	夜間	昼夜間	
①	－	一般国道１号 (中川区昭和橋通)	中川区 昭和橋通	中川区 昭和橋通	99.7% (695)	99.9% (696)	99.7% (695)	697
②	－	一般国道19号 (北区山田町)	北区 山田一丁目	北区 上飯田東町	98.7% (827)	99.5% (834)	98.7% (827)	838
③	B	一般国道23号 (南区浜田町)	南区 浜田町	南区 浜田町	100% (33)	90.9% (30)	90.9% (30)	33
④	－	一般国道23号 (南区堤町)	南区 堤町	南区 七条町	100% (454)	100% (454)	100% (454)	454
⑤	B	一般国道41号 名古屋高速１号楠線 (北区萩野通)	北区 黒川本通	北区 川中町	65.6% (621)	64.8% (613)	63.5% (601)	946
⑥	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 (西区八筋町)	西区 貴生町	西区 赤城町	86.7% (242)	86.7% (242)	86.7% (242)	279
⑦	B	主要県道名古屋長久手線 (名東区小井堀町)	名東区 姫若町	名東区 小井堀町	98.6% (706)	98.3% (704)	98.3% (704)	716
⑧	B	主要市道名古屋環状線 (中川区小碓通)	中川区 昭和橋通	港区 川西通	99.3% (285)	99.3% (285)	99.3% (285)	287
⑨	A	一般国道1号 名古屋高速3号大高線 (瑞穂区明前町)	南区 千竈通	瑞穂区 河岸一丁目	96.0% (121)	86.5% (109)	86.5% (109)	126
⑩	A	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道 (緑区桶狭間南)	緑区 桶狭間南	緑区 野末町	9.1% (2)	9.1% (2)	9.1% (2)	22
⑪	A	一般国道23号 (港区十一屋二丁目)	港区 十一屋	港区 十一屋	97.2% (35)	44.4% (16)	44.4% (16)	36
⑫	A	一般国道23号 (港区善南町)	港区 十一屋	港区 宝神	100% (77)	77.9% (60)	77.9% (60)	77
⑬	A	一般国道23号 (港区藤前四丁目)	港区 藤高	港区 藤前	100% (6)	66.7% (4)	66.7% (4)	6
⑭	A	一般国道41号 名古屋高速11号小牧線 (北区大我麻町)	北区 大我麻町	北区 新沼町	100% (132)	79.5% (105)	79.5% (105)	132
⑮	B	一般国道1号 (緑区有松)	緑区 有松	緑区 有松	100% (75)	100% (75)	100% (75)	75
⑯	－	一般国道1号 (緑区左京山)	緑区 有松	緑区 鳴海町	100% (176)	100% (176)	100% (176)	176

番号	区間	道　路　名（調　査　地　点）	評価区間		道路に面する地域における面的評価			
			起点	終点	環境基準達成状況（達成戸数）			区間内全戸数（戸）
					昼間	夜間	昼夜間	
⑰	B	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道 (緑区高根山二丁目)	緑区 清水山二丁目	緑区 大高町	100% (7)	100% (7)	100% (7)	7
⑱	A	一般国道23号 (港区名四町)	港区 名四町	港区 遠若町	100% (144)	98.6% (142)	98.6% (142)	144
⑲	A	一般国道23号 (港区遠若町)	港区 遠若町	港区 遠若町	100% (77)	97.4% (75)	97.4% (75)	77
⑳	A	一般国道23号 (港区藤前三丁目)	港区 藤前	港区 藤前	100% (1)	100% (1)	100% (1)	1
㉑	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 (北区玄馬町)	西区 山田町	北区 丸新町	91.5% (43)	91.5% (43)	91.5% (43)	47
㉒	－	主要県道弥富名古屋線 (熱田区池内町)	中川区 南八熊町	昭和区 高辻町	99.1% (1,068)	98.8% (1,065)	98.8% (1,065)	1,078
㉓	－	主要県道関田名古屋線 (守山区廿軒家)	守山区 守山三丁目	東区 砂田橋二丁目	100% (293)	100% (293)	100% (293)	293
㉔	－	主要県道諸輪名古屋線 (緑区相原郷一丁目)	緑区 相原郷	緑区 浦里	99.5% (764)	100% (768)	99.5% (764)	768
㉕	B	主要県道名古屋長久手線 名古屋第二環状自動車道 (名東区上社一丁目)	名東区 上社	名東区 上社	62.2% (145)	63.1% (147)	62.2% (145)	233
㉖	B	主要市道名古屋環状線 (港区本宮新町)	港区 川西通	港区 名四町	100% (100)	88.0% (88)	88.0% (88)	100
㉗	B	主要市道江川線 名古屋高速6号清州線 (西区新道二丁目)	西区 新道一丁目	西区 那古野二丁目	71.7% (513)	74.3% (531)	69.0% (493)	715
㉘	B	主要市道江川線 名古屋高速都心環状線 (西区那古野一丁目)	西区 那古野二丁目	中村区 名駅四丁目	87.9% (852)	86.4% (837)	86.4% (837)	969
㉙	B	主要市道東海橋線 (南区薬師通)	南区 千竈通	南区 呼続四丁目	97.4% (531)	96.0% (523)	96.0% (523)	545
㉚	－	一般県道津島七宝名古屋線 名古屋高速1号楠線 (中村区畑江通)	中村区 畑江通	中村区 畑江通	92.2% (948)	93.4% (960)	92.2% (948)	1,028
㉛	B	一般県道名古屋甚目寺線 (中村区森末町)	中村区 本陣通	中村区 本陣通	100% (345)	100% (345)	100% (345)	345
㉜	－	一般県道岩崎名古屋線 (瑞穂区苗代町)	瑞穂区 河岸一丁目	瑞穂区 河岸一丁目	92.8% (154)	81.9% (136)	81.9% (136)	166
㉝	B	一般県道港中川線 (港区築三町)	港区 浜一丁目	港区 築三町	100% (419)	100% (419)	100% (419)	419
㉞	－	一般市道外堀町線 名古屋高速都心環状線 (中区丸の内二丁目)	中区 丸の内二丁目	中区 丸の内三丁目	85.8% (211)	85.4% (210)	85.4% (210)	246
令和6年度定期監視・現況調査地点を含む評価区間全体					91.9% (11,102)	91.0% (10,995)	90.4% (10,919)	12,081

環境基準の達成状況（市内全体）

<table>
<tr><th rowspan="3">評価年度</th><th colspan="4">道路に面する地域における面的評価</th><th rowspan="3">評価に用いた
騒音測定地点数</th></tr>
<tr><th colspan="3">環境基準達成状況（達成戸数）</th><th rowspan="2">区間内
全戸数
(戸)</th></tr>
<tr><th>昼夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>97.3%
(291,191)</td><td>97.9%
(292,753)</td><td>97.7%
(292,113)</td><td>299,130</td><td>定期監視 8 地点（令和 6 年度）
現況調査 128 地点（令和 2〜6 年度）
実態監視 210 地点(平成 30,令和 4,5 年度)</td></tr>
<tr><td>（参考）
平成 30 年度</td><td>96.7%
(255,780)</td><td>98.2%
(259,833)</td><td>96.9%
(256,287)</td><td>264,471</td><td>定期監視 8 地点（平成 29,30 年度）
現況調査 84 地点（平成 27〜30 年度）
実態監視 225 地点（平成 29,30 年度）</td></tr>
</table>

注１　環境基準達成状況は市内の全評価区間内の戸数に占める達成戸数の割合で評価した。

注２　昼間：6 時〜22 時、夜間：22 時〜翌 6 時

注３　一部の評価区間において、令和 4・5 年度に調査をしていない地点については平成 30〜令和 3 年度の結果を用いて評価を行った。

表 14　自動車騒音調査結果（要請限度）

定期監視①～⑧及び現況調査⑨～⑭の地点について、1 週間調査を行い、代表する 3 日間の結果を用いて要請限度の評価を行った。

幹線交通を担う道路に近接する区間における要請限度の値（要請限度　昼間：75dB、夜間 70dB）を超えたものについては、<u>下線</u>で示した。

時間の区分は、昼間は 6 時～22 時、夜間は 22 時～翌 6 時とする。

（単位：dB）

番号	区間	道　路　名 （調　査　地　点）	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	－	一般国道 1 号 （中川区昭和橋通）	68	64	68	63	68	64
②	－	一般国道19号 （北区山田町）	70	66	69	66	69	65
③	B	一般国道23号 （南区浜田町）	67	67	66	67	67	68
④	－	一般国道23号 （南区堤町）	61	59	62	59	61	59
⑤	B	一般国道41号 名古屋高速 1 号楠線 （北区萩野通）	71	67	71	67	71	67
⑥	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 （西区八筋町）	58	53	59	54	58	53
⑦	B	主要県道名古屋長久手線 （名東区小井堀町）	70	65	65	59	65	60
⑧	B	主要市道名古屋環状線 （中川区小碓通）	69	66	69	65	68	65
⑨	A	一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線 （瑞穂区明前町）	71	68	71	69	71	68
⑩	A	一般国道 23 号 伊勢湾岸自動車道 （緑区桶狭間南）	72	<u>71</u>	73	<u>71</u>	73	<u>71</u>
⑪	A	一般国道 23 号 （港区十一屋二丁目）	71	<u>71</u>	71	<u>71</u>	71	70
⑫	A	一般国道 23 号 （港区善南町）	71	70	71	<u>71</u>	70	69
⑬	A	一般国道 23 号 （港区藤前四丁目）	－※	－※	59	60	59	59
⑭	A	一般国道 41 号 名古屋高速 11 号小牧線 （北区大我麻町）	70	68	70	68	70	68

注 1　※は周辺工事のため、調査を休止した。
注 2　①～⑧については、毎年継続して調査を行っている。
注 3　⑨～⑭については令和 3 年度から第 3 次自動車騒音対策優先マップ A 区間として毎年測定している。

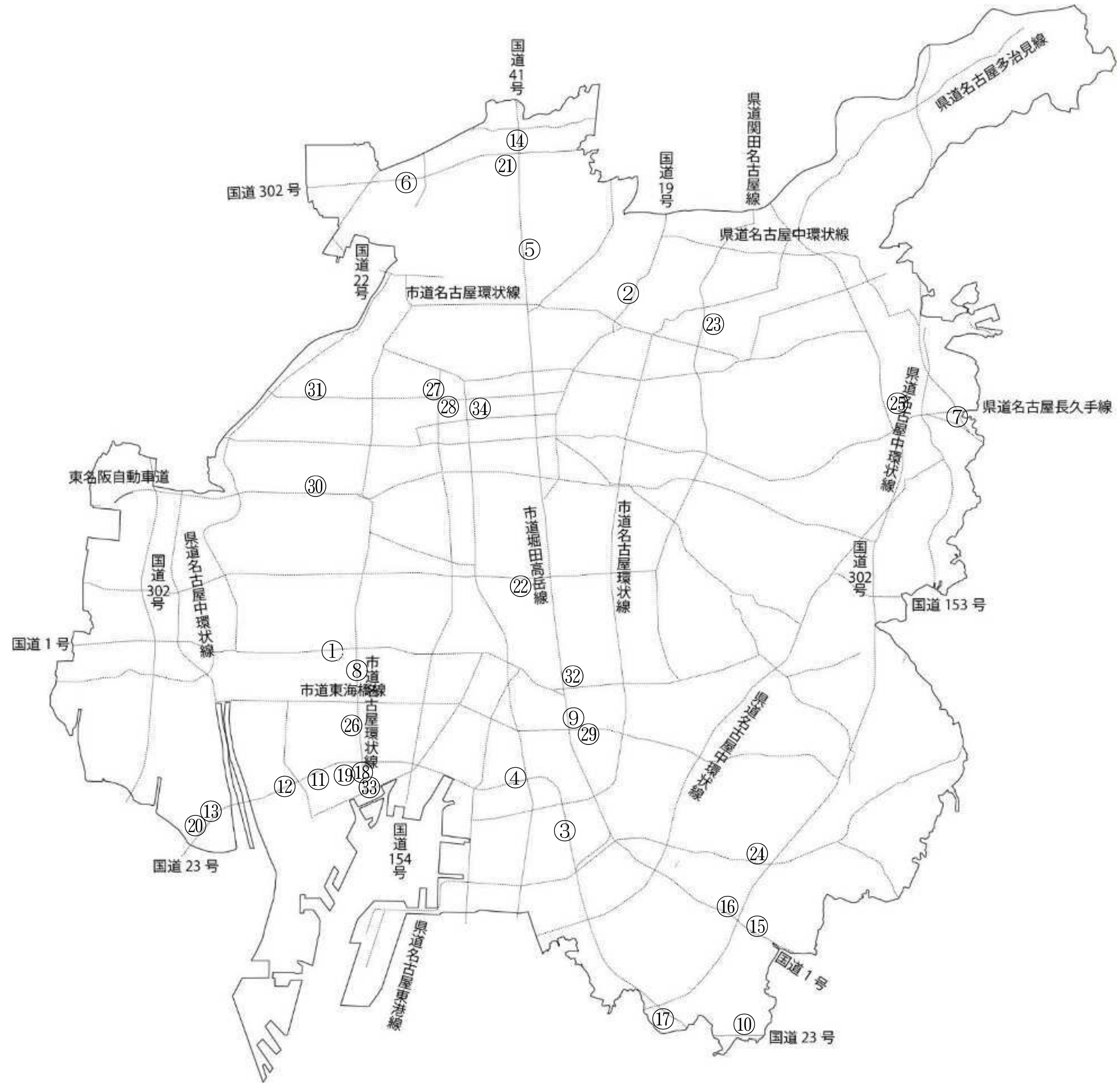
国道41号
県道関田名古屋線
国道19号
県道名古屋多治見線
国道302号
国道22号
県道名古屋中環状線
市道名古屋環状線
県道名古屋長久手線
東名阪自動車道
国道302号
県道名古屋中環状線
市道堀田高岳線
市道名古屋環状線
国道302号
国道153号
国道1号
市道東海橋線
市道名古屋環状線
県道名古屋中環状線
国道23号
国道154号
県道名古屋東港線
国道1号
国道23号
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞

＜自動車騒音調査地点＞

表 15　航空機騒音調査結果(県営名古屋空港)

地点番号	調査地点	調査期間	調査結果(L_{den} 注 1)	環境基準(用途地域)
①	北区六が池町	R7.1.9～1.22	57	57(第一種住居地域)
②	守山区守山二丁目	R7.1.28～2.10	55	

注 1：L_{den}（時間帯補正等価騒音レベル）とは、夕方・夜間の騒音を重みづけ（各航空機の騒音に夕方は 5dB、夜間は 10dB 加算）したうえで評価した 1 日の等価騒音レベルをいう。

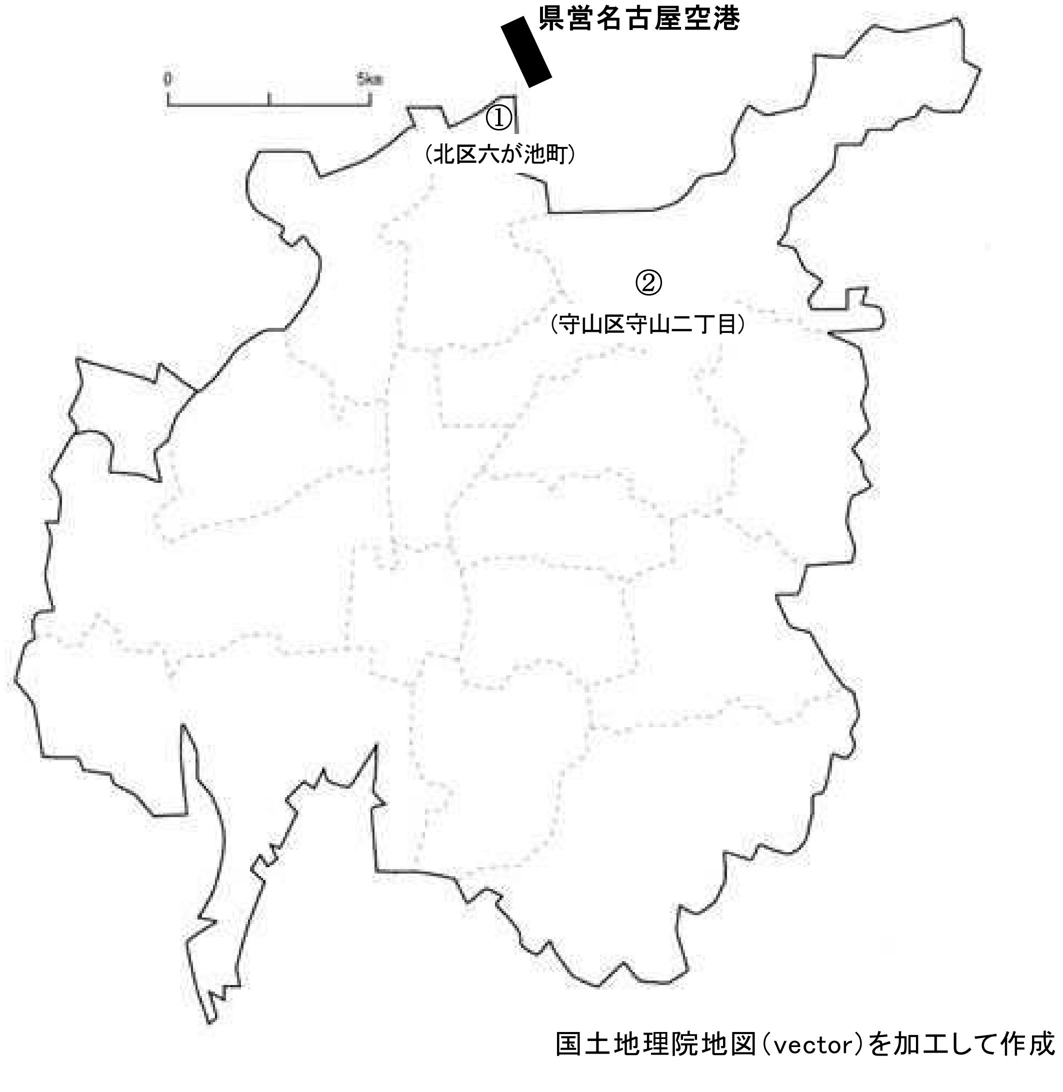

＜航空機騒音調査地点図＞

表16　新幹線鉄道騒音・振動定期監視結果

番号	調査地点等				列車速度(km/h)	騒音		振動	
	場所	測定側	用途地域	測定年月日		調査結果(dB)	環境基準(dB)	調査結果(dB)	指針値(dB)
①	中村区新富町	下り側	一種住宅	R6.10.11	138	66	70	56	70
②	熱田区河田町	上り側	準工業	R6.11.8	200	65	75	61	
		下り側	準工業		198	65	75	58	
③	熱田区二番二丁目	上り側	一種住居	R6.10.18	211	68	70	58	
	熱田区四番二丁目	下り側	工業		210	67	75	60	
④	南区豊田二丁目	上り側	準工業	R6.10.25	227	65	75	62	
		下り側	一種住居		225	63	70	59	
⑤	緑区大高町鷲津	上り側	近隣商業	R6.10.30	273	72	75	63	
参考	熱田区六番二丁目	上り側	商業	R6.10.13	207	74	75	63	

注1:　騒音、振動の調査結果は、連続して通過する20本の列車のうち、ピークレベルの大きさの上位半数を平均した評価値で、騒音はパワー平均値、振動は算術平均値である。

注2:　列車速度は、騒音の評価値を求めるのに使用した列車の速度の算術平均値である。

注3:　表中の番号は、次ページの調査地点図の番号を示している。

注4:　対象路線の測定側の近接軌道中心から25mの地点を測定点とした。

地図は国土地理院地図 Vector(仮称)を加工して作成

＜新幹線鉄道騒音・振動調査地点図＞

表 17　集団資源回収登録団体数及び回収実績

暦　　年	団　体　数	回　収　実　績　（単位：トン）				
		紙　　類	布　　類	びん類	金属類	合　　計
令和２年	2,629	51,050	2,180	1	856	54,087
令和３年	2,542	49,159	2,200	2	832	52,193
令和４年	2,491	46,386	2,022	3	738	49,149
令和５年	2,456	41,764	1,927	5	687	44,383
令和６年	2,425	38,088	1,800	5	621	40,514

注：単位未満四捨五入のため、各品目の合計と合計欄が一致しない場合がある。

表 18　リサイクルステーション回収実績

年度	回　収　実　績　（単位：トン）											ステーション数
	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	布類	リターナブルびん	ワンウェイびん	アルミ缶	スチール缶	なべ・やかん類	合計	
2	506	564	494	9	355	1	13	14	12	38	2,008	42
3	468	477	442	7	348	1	8	13	11	35	1,811	42
4	408	421	396	6	302	1	8	12	10	31	1,595	39
5	348	365	338	5	267	1	7	11	8	31	1,382	37
6	239	299	290	5	275	0	6	9	8	26	1,158	35

注：単位未満四捨五入のため、各品目の合計と合計欄が一致しない場合がある。

表 19　ごみ処理量（収集・搬入量）の推移　（単位:トン）

年度	ごみ処理量（収集・搬入量）(A)=(H)+(K)	市収集量							自己搬入量		
		可燃ごみ(B)	不燃ごみ(C)	粗大ごみ(D)	蛍光管・水銀体温計等(E)	環境美化(F)	電池類(G)	計(H)=(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	可燃ごみ(I)	不燃ごみ(J)	計(K)=(I)+(J)
10	997,266	578,591	128,585	19,241		6,199		732,616	222,779	41,871	264,650
11	893,916	548,387	107,456	8,915		5,345		670,103	191,580	32,233	223,812
12	764,702	440,763	77,884	14,083		4,968		537,698	203,111	23,892	227,004
13	734,825	418,178	63,761	10,166		4,400		496,504	209,785	28,536	238,321
14	732,674	419,115	64,525	10,357		3,956		497,953	205,712	29,009	234,721
15	744,727	423,528	67,305	10,556		3,302		504,691	208,496	31,540	240,036
16	710,863	382,537	62,244	10,256		3,373		458,410	220,508	31,945	252,453
17	703,398	383,618	61,411	9,995		2,996		458,021	213,813	31,565	245,377
18	705,116	385,300	63,900	10,562		1,877		461,638	209,953	33,525	243,478
19	682,748	376,661	61,304	9,935		1,894		449,793	198,987	33,969	232,955
20	661,431	373,500	54,948	8,803		1,735		438,986	190,930	31,515	222,445
21	633,055	370,831	47,390	7,894		1,941		428,056	175,967	29,032	204,999
22	622,029	368,225	44,697	7,728		1,689		422,340	172,188	27,500	199,688
23	621,368	390,649	21,860	8,120		1,800		422,429	189,389	9,550	198,939
24	622,826	393,068	20,955	7,550		1,824		423,398	191,042	8,387	199,428
25	625,347	391,319	19,672	7,661		2,087		420,738	194,763	9,846	204,609
26	619,903	388,563	18,016	6,912		1,914		415,405	194,739	9,759	204,498
27	621,312	389,247	18,056	7,162		1,857		416,322	196,048	8,942	204,990
28	614,697	383,567	17,477	7,004		1,656		409,704	195,831	9,161	204,993
29	611,105	381,768	17,938	7,489	61	1,511		408,767	194,236	8,102	202,338
30	610,663	379,625	18,541	8,311	122	1,448		408,046	194,173	8,445	202,617
元	632,363	383,278	18,540	8,848	122	1,307		412,095	210,732	9,537	220,268
2	587,864	385,653	20,057	9,973	124	1,343		417,149	159,671	11,044	170,715
3	581,253	379,891	17,809	9,761	113	1,350		408,923	162,531	9,799	172,330
4	574,108	370,087	15,321	8,870	105	1,340	220	395,942	169,024	9,142	178,165
5	554,410	354,513	14,095	8,385	93	1,268	322	378,676	167,398	8,336	175,734
6	543,224	343,897	12,864	8,061	88	1,270	375	366,554	167,971	8,698	176,669

注1：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

注2：ごみ処理量の推移を比較するため、平成12年東海豪雨・平成20年8月末豪雨・平成23年9月台風15号の災害ごみは除く。

表 20　資源収集量の推移　（単位:トン）

年度	空き びん	空き缶	プラスチック 資源	紙製 容器包装・ 雑がみ	ペット ボトル	紙 パック	小型 家電	食用油	生ごみ	合計
10	11,467	5,713			604	217				18,001
11	17,590	8,199			1,493	347				27,629
12	21,362	9,399	11,954	9,660	3,752	468				56,594
13	22,567	8,957	21,806	16,947	5,843	454				76,574
14	22,399	7,277	24,596	17,604	6,413	386				78,676
15	22,617	6,501	27,903	18,367	6,885	329				82,601
16	21,860	6,285	29,591	18,440	7,798	287			662	84,924
17	22,256	6,189	30,347	18,054	8,248	260			728	86,085
18	21,535	5,746	31,388	17,982	8,618	235			801	86,305
19	20,868	5,497	31,949	18,031	8,851	218			923	86,339
20	20,537	5,080	31,370	17,183	8,780	187			571	83,708
21	20,411	4,868	30,752	16,320	8,501	172				81,025
22	20,088	4,550	30,774	15,672	8,644	153				79,882
23	17,472	3,787	28,191	13,760	8,145	137				71,491
24	15,913	3,422	27,313	12,621	8,220	115				67,605
25	15,955	3,324	26,980	11,823	8,537	106				66,724
26	15,575	3,125	26,614	10,974	8,249	75	111	44		64,766
27	15,482	2,968	26,901	10,476	8,391	58	94	53		64,422
28	14,899	2,969	26,186	9,812	8,529	42	109	55		62,603
29	14,524	2,954	25,994	9,343	8,742	39	122	58		61,776
30	14,010	2,930	25,775	8,840	9,126	36	166	60		60,922
元	13,625	2,937	26,089	8,756	9,280	36	170	62		60,954
2	14,263	3,302	27,361	8,527	9,530	35	211	67		63,298
3	13,918	3,102	27,135	8,288	9,919	30	200	64		62,654
4	13,285	2,693	26,222	7,923	9,962	27	216	50		60,378
5	12,720	2,275	25,305	7,995	9,653	26	268	53		58,296
6	12,222	1,956	27,330	7,971	9,818	25	291	52		59,665

注１：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

注２：令和５年度から紙製容器包装に雑がみを加えた。

注３：令和６年度からプラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えて「プラスチック資源」とした。

表21　ごみ処理量（ごみ処理区分別）等の推移

（単位:トン）

年度	ごみ処理量				資源化量				焼却灰等埋立量	埋立量
	焼却・溶融量 (A)	不燃物埋立量 (B)	その他 (C)	小計 (D) =(A) +(B) +(C)	資源分別量 (E)	金属等資源化量 (焼却・溶融前) (F)	スラグ等資源化量 (焼却・溶融後) (G)	小計 (H) =(E) +(F) +(G)	(I)	(J) =(B) +(I)
10	864,153	123,154	9,959	997,266	16,920	9,959		26,879	137,433	260,587
11	802,880	80,199	10,837	893,916	27,479	10,837		38,316	118,173	198,372
12	717,936	38,685	8,080	764,702	52,792	8,080	11,824	72,696	94,749	133,435
13	696,991	31,617	6,218	734,825	70,592	6,218	11,321	88,131	88,481	120,098
14	705,314	20,499	6,860	732,674	74,031	6,860	9,229	90,121	88,589	109,088
15	717,148	21,951	5,628	744,727	76,049	5,628	7,402	89,079	90,271	112,222
16	685,775	19,948	5,140	710,863	76,156	5,140	6,830	88,126	88,722	108,670
17	679,955	18,181	5,262	703,398	77,220	5,262	8,209	90,690	83,513	101,694
18	678,858	21,043	5,215	705,116	77,816	5,215	10,500	93,531	80,812	101,855
19	655,925	21,504	5,320	682,748	76,017	5,320	10,515	91,852	80,292	101,796
20	630,689	16,405	10,485	657,579	74,501	3,923	8,391	86,815	75,414	91,819
21	619,684	8,049	9,173	636,907	71,879	3,548	31,905	107,332	58,061	66,109
22	610,139	8,380	3,510	622,029	70,851	3,433	38,506	112,790	47,232	55,612
23	614,361	4,055	2,953	621,368	65,191	2,864	43,188	111,243	49,783	53,838
24	617,140	3,171	2,514	622,826	62,770	2,433	40,478	105,681	48,655	51,826
25	618,427	4,490	2,430	625,347	61,503	2,344	41,821	105,668	44,658	49,148
26	613,507	3,557	2,839	619,903	59,130	2,738	39,191	101,059	45,838	49,395
27	616,095	2,032	3,185	621,312	58,095	3,085	40,424	101,604	45,270	47,301
28	609,166	2,449	3,083	614,697	57,005	2,917	38,145	98,066	48,426	50,874
29	606,708	1,609	2,788	611,105	55,528	2,569	40,330	98,426	47,087	48,696
30	605,614	2,451	2,598	610,663	54,297	2,431	42,952	99,680	38,626	41,077
元	625,967	3,571	2,825	632,363	54,421	2,661	41,621	98,702	42,745	46,316
2	581,609	3,868	2,388	587,864	56,091	2,201	56,384	114,677	23,051	26,920
3	572,297	4,259	4,697	581,253	55,721	2,421	62,967	121,109	14,905	19,164
4	568,690	2,608	2,810	574,108	54,457	2,532	60,311	117,300	13,618	16,226
5	549,419	2,211	2,780	554,410	53,039	2,602	56,543	112,183	13,744	15,955
6	538,332	2,118	2,774	543,224	55,472	2,600	53,181	111,253	13,672	15,789

注1：その他とは、破砕工場で選別した金属等を資源化した量（上表:金属等資源化量（焼却・溶融前）（F））及び他都市等に処理依頼した量の計である（表24 直近5年間のごみ処理実績（その3）⑤）。
注2：資源分別量は、資源収集量から資源化できない残渣物等を除いて資源化した量である。
注3：金属等資源化量（焼却・溶融前）は、破砕工場で破砕処理を行った際に抜き出した金属や、収集したスプレー缶等を資源化した量である。
注4：スラグ等資源化量（焼却・溶融後）は、本市工場で生成された溶融スラグ・メタル・溶融飛灰等を資源化したものや民間施設で溶融処理した焼却灰の量である。

表22　直近５年間のごみ処理実績（その１）

（単位：トン）

年度	作業日数（日）	ごみ処理量（収集・搬入量）①＋②	ごみ処理量（収集・搬入量）平均日量	市収集 可燃ごみ	市収集 不燃ごみ	市収集 粗大ごみ	市収集 蛍光管・水銀体温計等	市収集 環境美化	市収集 電池類	市収集 小計①	自己搬入 可燃ごみ	自己搬入 不燃ごみ	自己搬入 小計②	資源収集量
元	259	(51, 986) 632, 363	2, 442	383, 278	18, 540	8, 848	122	1, 307		412, 095	(49, 628) 210, 732	(2, 357) 9, 537	(51, 986) 220, 268	60, 954
2	259	(51, 599) 587, 865	2, 270	385, 653	20, 057	9, 973	124	1, 343		417, 150	(48, 977) 159, 671	(2, 622) 11, 044	(51, 599) 170, 715	63, 298
3	259	(51, 895) 581, 253	2, 244	379, 891	17, 809	9, 761	113	1, 350		408, 924	(49, 480) 162, 531	(2, 415) 9, 799	(51, 895) 172, 330	62, 654
4	259	(50, 892) 574, 108	2, 217	370, 087	15, 321	8, 870	105	1, 340	220	395, 942	(48, 607) 169, 024	(2, 284) 9, 142	(50, 892) 178, 165	60, 378
5	257	(49, 456) 554, 410	2, 157	354, 513	14, 095	8, 385	93	1, 268	322	378, 676	(47, 294) 167, 398	(2, 162) 8, 336	(49, 456) 175, 734	58, 296
6	258	(47, 921) 543, 224	2, 106	343, 897	12, 864	8, 061	88	1, 270	375	366, 554	(45, 773) 167, 971	(2, 148) 8, 698	(47, 921) 176, 669	59, 665
内訳 4月	22	(4, 581) 50, 045	2, 275	32, 879	1, 095	707	8	143	26	34, 857	(4, 309) 14, 329	(272) 859	(4, 581) 15, 187	5, 117
内訳 5月	23	(4, 479) 47, 873	2, 081	30, 945	1, 070	662	7	145	31	32, 860	(4, 135) 14, 200	(344) 813	(4, 479) 15, 013	5, 385
内訳 6月	20	(3, 803) 43, 268	2, 163	26, 855	1, 235	782	7	127	24	29, 029	(3, 611) 13, 498	(192) 740	(3, 803) 14, 239	4, 655
内訳 7月	23	(4, 478) 47, 683	2, 073	30, 226	903	631	7	128	28	31, 922	(4, 081) 15, 012	(397) 749	(4, 478) 15, 761	5, 460
内訳 8月	22	(4, 039) 44, 645	2, 029	27, 893	1, 061	647	6	99	26	29, 732	(3, 866) 14, 194	(173) 719	(4, 039) 14, 913	5, 226
内訳 9月	21	(3, 909) 43, 276	2, 061	27, 242	1, 004	639	6	91	31	29, 013	(3, 757) 13, 690	(152) 573	(3, 909) 14, 262	4, 836
内訳 10月	23	(4, 195) 46, 889	2, 039	29, 872	961	609	7	125	30	31, 604	(4, 088) 14, 502	(107) 783	(4, 195) 15, 285	5, 173
内訳 11月	21	(3, 905) 44, 649	2, 126	28, 088	1, 269	783	7	96	34	30, 278	(3, 765) 13, 822	(140) 550	(3, 905) 14, 372	4, 545
内訳 12月	22	(4, 115) 50, 160	2, 280	31, 971	1, 272	805	11	107	56	34, 222	(4, 007) 15, 094	(108) 844	(4, 115) 15, 938	5, 256
内訳 1月	20	(3, 661) 43, 176	2, 159	27, 253	1, 073	557	9	68	34	28, 995	(3, 557) 13, 565	(105) 615	(3, 661) 14, 180	5, 138
内訳 2月	20	(3, 114) 37, 939	1, 897	23, 503	957	612	7	60	26	25, 164	(3, 030) 12, 093	(84) 682	(3, 114) 12, 775	4, 229
内訳 3月	21	(3, 642) 43, 621	2, 077	27, 168	964	627	7	82	30	28, 877	(3, 568) 13, 972	(74) 772	(3, 642) 14, 744	4, 646

注1：資源収集量は、空きびん・空き缶・プラスチック資源・紙製容器包装・ペットボトル・紙パックの収集合計量を示す。令和５年４月から資源収集量に雑がみを加えた。
　　令和６年度からプラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えて「プラスチック資源」とした。
注2：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
注3：（　）内は、本市施設に搬入された他市町搬入分で外書きとした。

表23　直近5年間のごみ処理実績（その2）

年度	ごみ処理量（直接搬入量）			市収集（ごみ）								自己搬入					市収集（資源）	焼却灰処理量							溶融スラグ等	溶融スラグ等処理量※注5	
	作業日数	合計①+②	平均日量	焼却溶融	埋立	紙等資源化量※注3	破砕	他都市委託（直接搬入）	蛍光管・水銀体温計等	小計①	平均日量	焼却溶融	埋立	破砕	小計②	平均日量	資源分別量※注4	資源化 民間処理施設（溶融）③	資源化 民間処理施設（セメント化）④	資源化 民間処理施設（焼成）⑤	資源化 金属⑥	埋立⑦	合計③+④+⑤+⑥+⑦	平均日量		資源化	埋立
2		(51,599)	(199)									(50,448)	(953)	(198)	(51,599)	(199)						(3,062)	(3,062)	(12)			
	259	587,864	2,270	394,527	35	8	22,455		124	417,149	1,611	160,186	4,854	5,675	170,715	659	56,091	5,561	1,044	100		16,898	23,603	91	55,833	49,680	6,153
3		(51,895)	(200)									(50,777)	(924)	(193)	(51,895)	(200)						(2,912)	(2,912)	(11)	(21)	(21)	
	259	581,253	2,244	387,906	20	6	20,879		113	408,923	1,579	163,248	3,850	5,232	172,330	665	55,721	4,912	3,296	1,455		9,889	19,608	76	58,264	53,248	5,016
4		(50,892)	(196)									(49,722)	(999)	(170)	(50,892)	(196)						(2,831)	(2,831)	(11)			
	259	574,108	2,217	380,203	22	11	15,381		325	395,942	1,529	169,893	3,141	5,132	178,165	688	54,457	4,357	2,183	1,314	33	8,200	16,087	62	57,842	52,425	5,418
5		(49,456)	(192)									(48,370)	(989)	(96)	(49,456)	(192)						(2,706)	(2,706)	(11)			
	257	554,410	2,157	363,598	3	12	14,649		414	378,676	1,473	168,554	2,475	4,705	175,734	684	53,039	3,209	1,836	1,202	32	8,613	14,892	58	55,394	50,263	5,130
6		(47,921)	(186)									(46,783)	(1,058)	(80)	(47,921)	(186)						(2,657)	(2,657)	(10)			
	258	543,224	2,106	352,876	2	9	13,205		463	366,554	1,421	169,171	2,952	4,545	176,669	685	55,472	3,225	1,777	1,025	20	8,223	14,270	55	52,583	47,134	5,449
内訳 4月		(4,581)	(208)									(4,407)	(164)	(11)	(4,581)	(208)						(302)	(302)	(14)			
	22	50,045	2,275	33,666		2	1,155		34	34,857	1,584	14,432	296	459	15,187	690	4,826	375	186	42	9	860	1,471	67	4,451	3,953	498
5月		(4,479)	(195)									(4,242)	(230)	(7)	(4,479)	(195)						(304)	(304)	(13)			
	23	47,873	2,081	31,698	0	1	1,124		38	32,860	1,429	14,290	262	461	15,013	653	4,956	107		309		612	1,028	45	5,994	5,404	590
6月		(3,803)	(190)									(3,693)	(100)	(10)	(3,803)	(190)						(51)	(51)	(3)			
	20	43,268	2,163	27,729	0	1	1,269		30	29,029	1,451	13,605	286	348	14,239	712	4,283	204	178	107		474	963	48	3,445	3,123	322
7月		(4,478)	(195)									(4,154)	(314)	(10)	(4,478)	(195)						(181)	(181)	(8)			
	23	47,683	2,073	30,912	0	1	975		34	31,922	1,388	15,104	284	373	15,761	685	5,004	110	231	93		595	1,028	45	4,345	3,874	471
8月		(4,039)	(184)									(3,942)	(87)	(10)	(4,039)	(184)						(266)	(266)	(12)			
	22	44,645	2,029	28,627		1	1,072		32	29,732	1,351	14,286	255	372	14,913	678	4,799	323	107	35		709	1,173	53	3,287	2,666	621
9月		(3,909)	(186)									(3,832)	(66)	(10)	(3,909)	(186)						(196)	(196)	(9)			
	21	43,276	2,061	27,953	0	0	1,022		37	29,013	1,382	13,784	150	328	14,262	679	4,517	117	55	8		664	845	40	3,371	3,088	284
10月		(4,195)	(182)									(4,176)	(14)	(5)	(4,195)	(182)						(189)	(189)	(8)			
	23	46,889	2,039	30,560	0	1	1,006		37	31,604	1,374	14,622	256	407	15,285	665	4,815	184	84	8		482	759	33	6,121	5,566	555
11月		(3,905)	(186)									(3,851)	(54)		(3,905)	(186)						(269)	(269)	(13)			
	21	44,649	2,126	28,940		0	1,296		41	30,278	1,442	13,921	93	358	14,372	684	4,279	266	135	211		748	1,361	65	4,533	4,146	386
12月		(4,115)	(187)									(4,111)		(4)	(4,115)	(187)						(205)	(205)	(9)			
	22	50,160	2,280	32,840		1	1,313		67	34,222	1,556	15,210	337	391	15,938	724	4,715	326	251	17		672	1,265	58	5,181	4,624	557
1月		(3,661)	(183)									(3,632)	(29)		(3,661)	(183)						(312)	(312)	(16)			
	20	43,176	2,159	27,949	1		1,002		44	28,995	1,450	13,659	184	337	14,180	709	5,025	327	215	51	11	743	1,348	67	4,854	4,404	450
2月		(3,114)	(156)									(3,101)		(13)	(3,114)	(156)						(185)	(185)	(9)			
	20	37,939	1,897	24,164		1	967		33	25,164	1,258	12,192	263	320	12,775	639	3,951	737	171	119		707	1,734	87	2,954	2,820	134
3月		(3,642)	(173)									(3,642)			(3,642)	(173)						(196)	(196)	(9)			
	21	43,621	2,077	27,838	0	0	1,002		37	28,877	1,375	14,066	288	391	14,744	702	4,303	148	164	26		957	1,295	62	4,047	3,467	580

注1：（　）内は、他市町分の搬入ごみ及び灰・スラグ等で外書きとした。
注2：ごみ処理量は、処理方法別の施設ごとの直接搬入量を示しており、処分量を示すものではない。
注3：紙等資源化量は、市が収集したごみの中に含まれる古紙等を、資源収集とは別に資源化したものである。
注4：資源分別量は、資源収集量から資源化できない残渣物等を除いて資源化した量である。
注5：溶融スラグ等は、本市工場で生成する溶融スラグ・メタル・磁選物・溶融飛灰である。
注6：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表24　直近5年間のごみ処理実績（その3）

（単位:トン）

年度	ごみ処理量(施設別処分量)			焼却・溶融量								埋立量(不燃物等)注3		金属等資源化量(焼却・溶融前)注4	他市町返送量	民間施設等処理委託量注5	鳴海工場焼却灰溶融量	資源化量				埋立量(焼却灰等)				埋立量②+⑩
	作業日数	合計①～⑤	平均日量	猪子石	富田	南陽	鳴海	五条川	北名古屋	小計①	平均日量	②	平均日量	③	④	⑤		資源分別量⑥	(再掲)金属等資源化量(焼却・溶融前)③	スラグ等資源化量(焼却・溶融後)⑦ ※注6	合計③+⑥+⑦	焼却灰⑧	溶融飛灰⑨	合計⑩=⑧+⑨	平均日量	
2		(51,986)	(201)					(24,676)	(25,856)	(50,532)	(195)	(953)	(4)		(114)							(3,062)		(3,062)	(12)	(4,015)
	259	632,363	2,442	144,436	114,464		111,682	87,907	123,120	581,609	2,246	3,868	15	2,201		186	17,957	56,091	2,201	56,384	114,677	16,898	6,153	23,051	89	26,920
3		(51,599)	(199)	(321)				(24,923)	(25,611)	(50,855)	(196)	(924)	(4)		(116)					(21)	(21)	(2,912)		(2,912)	(11)	(3,836)
	259	587,864	2,270	132,201	112,504		114,356	69,925	143,311	572,297	2,210	4,259	16	2,421		2,275	17,804	55,721	2,421	62,967	121,109	9,889	5,016	14,905	58	19,164
4		(51,895)	(200)					(24,613)	(25,173)	(49,785)	(192)	(999)	(4)		(107)							(2,831)		(2,831)	(11)	(3,830)
	259	581,253	2,244	124,747	108,533		112,956	81,058	141,396	568,690	2,196	2,608	10	2,532		278	20,380	54,457	2,532	60,311	117,300	8,200	5,418	13,618	53	16,226
5		(50,892)	(196)		(32)			(23,858)	(24,517)	(48,407)	(188)	(989)	(4)		(59)							(2,706)		(2,706)	(11)	(3,695)
	257	574,108	2,217	121,647	107,736		104,835	75,031	140,170	549,419	2,138	2,211	9	2,602		179	19,599	53,039	2,602	56,543	112,183	8,613	5,130	13,744	53	15,955
6		(47,921)	(186)	(8)			(8)	(21,825)	(24,975)	(46,816)	(181)	(1,058)	(4)		(47)					(211)	(211)	(2,657)		(2,657)	(10)	(3,716)
	258	543,224	2,106	122,038	100,911		104,028	66,759	144,597	538,332	2,087	2,118	8	2,600		174	18,410	55,472	2,600	53,181	111,253	8,223	5,449	13,672	53	15,789
内訳 4月		(4,581)	(208)					(2,210)	(2,207)	(4,417)	(201)	(164)	(7)									(302)		(302)	(15)	(466)
	20	50,045	2,275	13,670	8,302		8,743	7,067	11,776	49,559	2,253	190	9	283		13	1,934	4,826	283	4,564	9,673	860	498	1,358	68	1,548
5月		(4,479)	(195)					(2,084)	(2,154)	(4,239)	(184)	(230)	(10)		(11)							(304)		(304)	(13)	(534)
	23	47,873	2,081	11,998	10,719		9,003	4,664	11,134	47,519	2,066	157	7	182		15	1,933	4,956	182	5,820	10,957	612	590	1,202	52	1,359
6月		(3,803)	(190)					(1,375)	(2,328)	(3,703)	(185)	(100)	(5)							(44)	(44)	(51)		(51)	(2)	(151)
	22	43,268	2,163	10,455	9,627		7,611	2,774	12,357	42,824	2,141	236	12	195		12	1,416	4,283	195	3,612	8,090	474	322	796	36	1,033
7月		(4,478)	(195)					(1,167)	(2,985)	(4,151)	(180)	(314)	(14)		(12)					(93)	(93)	(181)		(181)	(9)	(495)
	21	47,683	2,073	12,296	10,130		8,770	2,020	14,055	47,270	2,055	186	8	213		14	1,596	5,004	213	4,308	9,526	595	471	1,065	51	1,251
8月		(4,039)	(184)					(1,932)	(2,009)	(3,941)	(179)	(87)	(4)		(11)					(75)	(75)	(266)		(266)	(12)	(353)
	23	44,645	2,029	8,732	8,935		9,842	4,528	12,192	44,228	2,010	193	9	208		16	1,344	4,799	208	3,130	8,137	709	621	1,330	58	1,523
9月		(3,909)	(186)					(1,874)	(1,959)	(3,833)	(183)	(66)	(3)		(10)							(196)		(196)	(9)	(262)
	21	43,276	2,061	7,677	7,587		8,928	5,485	13,329	43,005	2,048	77	4	181		12	1,233	4,517	181	3,268	7,966	664	284	948	45	1,025
10月		(4,195)	(182)					(2,092)	(2,088)	(4,181)	(182)	(14)	(1)									(189)		(189)	(9)	(204)
	22	46,889	2,039	9,288	6,191		10,004	7,977	13,033	46,494	2,021	166	7	216		13	1,744	4,815	216	5,843	10,874	482	555	1,037	47	1,203
11月		(3,905)	(186)					(1,894)	(1,957)	(3,851)	(183)	(54)	(3)									(269)		(269)	(12)	(323)
	22	44,649	2,126	8,999	7,547		8,994	7,296	11,566	44,401	2,114	30	1	196		23	1,723	4,279	196	4,759	9,234	748	386	1,134	52	1,164
12月		(4,115)	(187)					(2,070)	(2,045)	(4,115)	(187)											(205)		(205)	(10)	(205)
	21	50,160	2,280	11,173	8,960		9,144	7,046	13,270	49,594	2,254	274	12	278		14	1,466	4,715	278	5,217	10,210	672	557	1,229	59	1,503
1月		(3,661)	(183)					(1,792)	(1,840)	(3,632)	(182)	(29)	(1)									(312)		(312)	(16)	(341)
	20	43,176	2,159	9,179	7,966		9,060	5,538	11,025	42,767	2,138	135	7	260		13	1,662	5,025	260	5,008	10,294	743	450	1,194	60	1,328
2月		(3,114)	(156)					(1,558)	(1,556)	(3,114)	(156)											(185)		(185)	(9)	(185)
	21	37,939	1,897	8,832	6,910		5,705	6,302	9,738	37,487	1,874	250	13	186		16	667	3,951	186	3,847	7,984	707	134	841	40	1,091
3月		(3,642)	(173)	(8)			(8)	(1,777)	(1,846)	(3,640)	(173)				(2)							(196)		(196)	(9)	(196)
	21	43,621	2,077	9,740	8,037		8,222	6,063	11,122	43,183	2,056	224	11	201		14	1,692	4,303	201	3,805	8,308	957	580	1,537	73	1,761

注1：（　）内は、他市町分の搬入ごみ及び灰・スラグ等で外書きとした。
注2：ごみ処理量は、各処理施設ごとの処分量を示す。
注3：埋立量（不燃物等）は、不燃ごみ、粗大ごみ等のうち、破砕困難であるため直接埋め立てたもの及び破砕処理後の破砕不燃物等の総量をいう。
注4：金属等資源化量(焼却・溶融前)は、破砕工場で破砕処理を行った際に抜き出した金属や、収集したスプレー缶等を資源化した量である。
注5：民間施設等処理委託量とは、民間施設においてスプレー缶の残渣等を処理した量である。
注6：スラグ等(焼却・溶融後)は、本市工場で生成された溶融スラグ・メタル・溶融飛灰等を資源化したものや民間施設で溶融処理した焼却灰の量である。
注7：ごみ処理量（収集搬入量）＝ごみ処理量（施設別処分量）＋仮置き量(搬入量－搬出量)となるため、ごみ処理量（収集搬入量）とごみ処理量（施設別処分量）の数値はそのままでは一致しない。
注8：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表25　区別ごみ収集・資源収集実績（令和6年度）

ごみ収集作業日数　258　日

（単位:トン）

区分		ごみ収集							資源収集								
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・水銀体温計等	環境美化	電池類	計	空きびん	空き缶	プラスチック資源	紙製容器包装・雑がみ	ペットボトル	紙パック	小型家電	食用油	計
区	千種	23,464	931	584		10		24,989	1,030	151	1,861	655	561				4,258
	東	12,957	501	322		22		13,802	572	84	948	271	303				2,178
	北	24,111	946	666		51		25,773	851	102	1,931	467	484				3,834
	西	21,465	826	501		108		22,900	756	135	1,748	592	479				3,709
	中村	21,163	822	475		129		22,589	653	142	1,483	377	464				3,120
	中	15,813	616	401		356		17,186	688	103	938	269	510				2,509
	昭和	15,275	563	439		0		16,277	630	96	1,276	395	348				2,745
	瑞穂	15,820	625	381		6		16,832	607	99	1,342	384	308				2,740
	熱田	9,350	387	207		97		10,041	373	71	813	261	207				1,725
	中川	33,326	1,097	717		92		35,231	1,054	208	2,552	647	708				5,169
	港	22,583	858	422		235		24,098	683	121	1,779	467	536				3,586
	南	19,830	730	372		34		20,966	654	123	1,692	458	457				3,384
	守山	26,093	1,008	595		21		27,717	787	94	2,131	566	478				4,057
	緑	37,037	1,295	774		3		39,110	1,203	209	3,110	932	800				6,254
	名東	23,029	825	618		43		24,516	866	111	1,873	639	562				4,050
	天白	22,581	836	587		62		24,066	815	106	1,855	591	512				3,879
	小計	343,897	12,864	8,061		1,270		366,091	12,222	1,956	27,330	7,971	7,716				57,195
拠点回収					88		375	463					2,102	25	291	52	2,470
合計		343,897	12,864	8,061	88	1,270	375	366,554	12,222	1,956	27,330	7,971	9,818	25	291	52	59,665
平均日量		1,333	50	31	0	5	1	1,421	47	8	106	31	38	0.1	1.1	0.2	231

注：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

注：令和６年度からプラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えて「プラスチック資源」とした。

表 26　直近 5 年間のし尿・浄化槽汚泥処理実績

（単位：キロリットル）

年　　度	し　　　尿	浄 化 槽 汚 泥	計
2	8,007	22,427	30,434
3	8,742	21,268	30,010
4	8,804	20,804	29,608
5	8,325	19,880	28,205
6	7,714	18,654	26,368

図2　可燃ごみ組成分析結果（令和6年度）　　　　　（単位：パーセント）

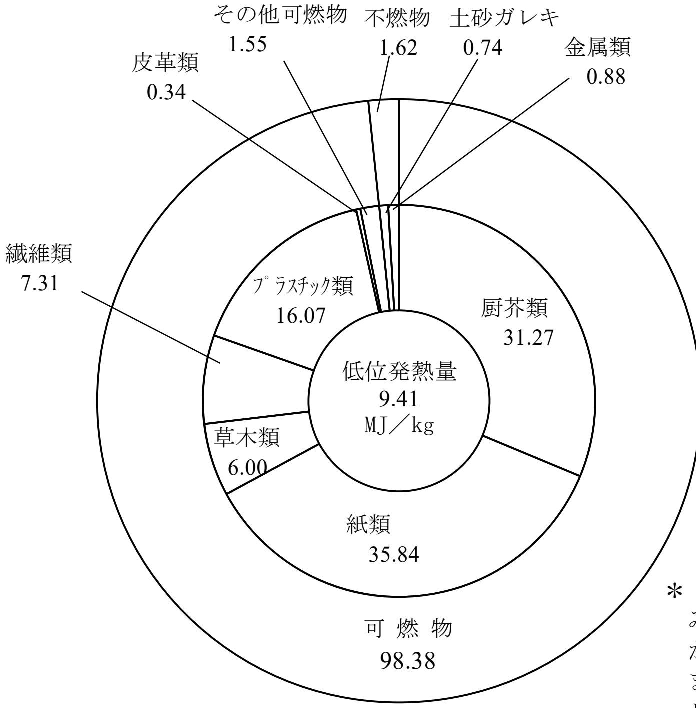

＊　ピット（焼却工場内のごみ貯溜所）内のごみを十分かく拌して採取し、そのままの状態の試料を分析調査した値。（湿基準・重量比）

見かけ比重　0.154

図3　可燃ごみ性状の推移（湿基準・重量比）　（単位：パーセント）

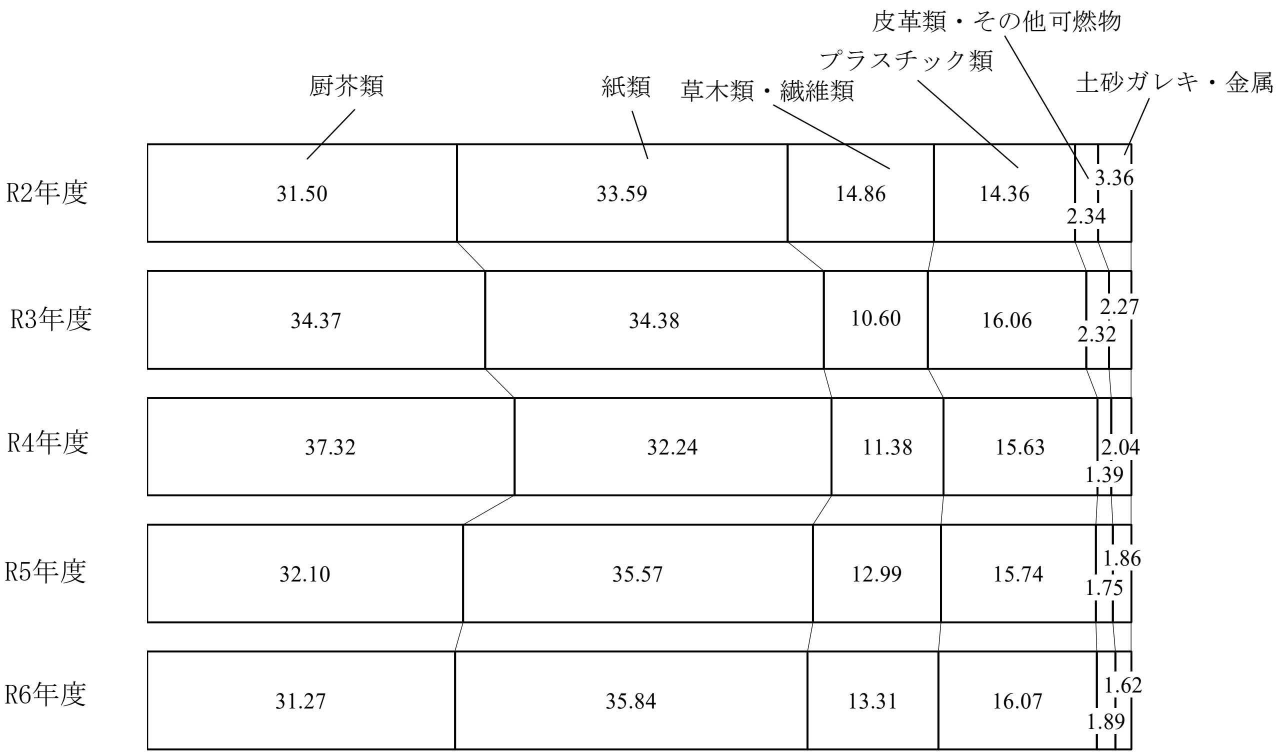

注:表示桁未満を四捨五入しているため、合計が100パーセントとならない場合がある。
＊注釈は、図2･図3共通

図4　家庭系可燃ごみ組成分析結果（令和6年度）　　　（単位：パーセント）

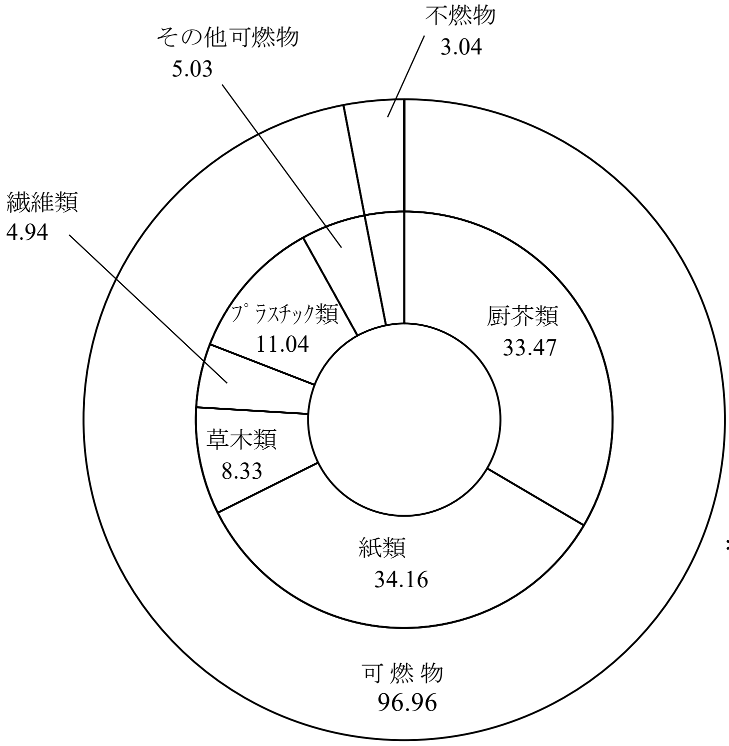

＊　家庭から出された可燃ごみの一部を焼却工場に搬入する前に採取し、そのままの状態を分析調査した値。
（湿基準・重量比）

見かけ比重　0. 070

図5　家庭系可燃ごみ性状の推移（湿基準・重量比）　（単位：パーセント）

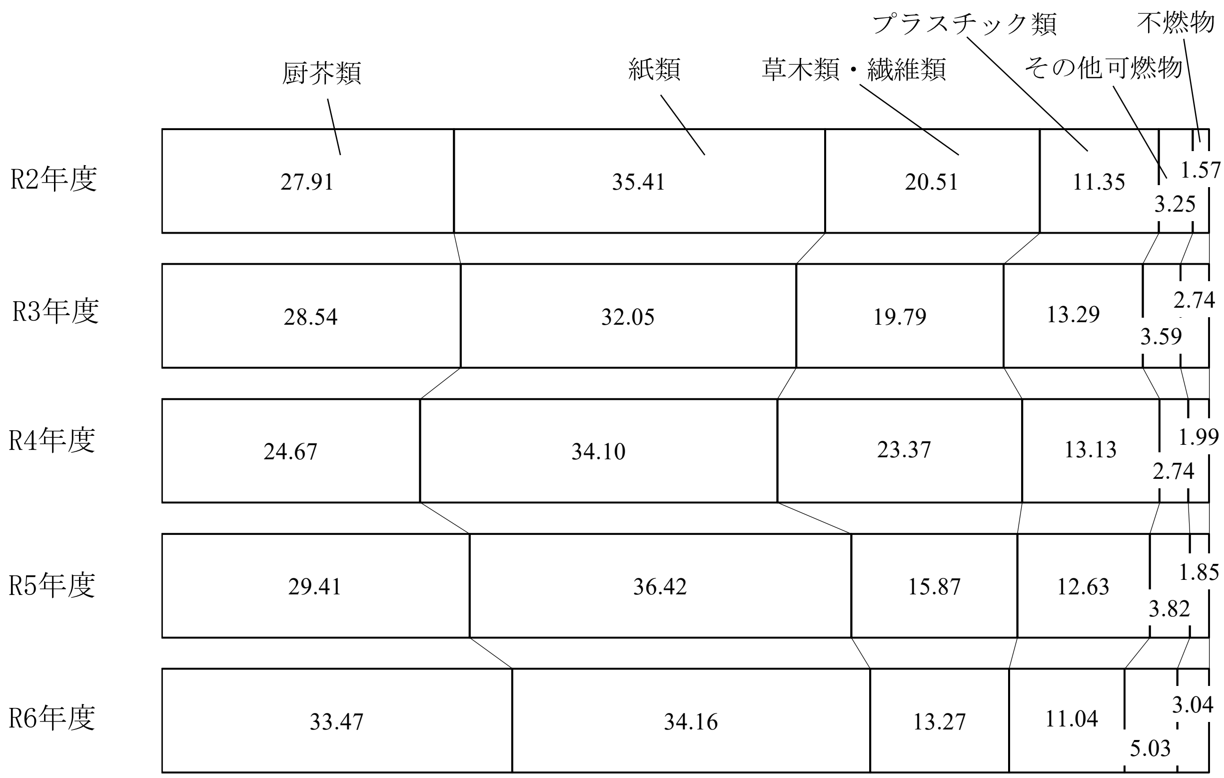

注:表示桁未満を四捨五入しているため、合計が100パーセントとならない場合がある。
＊注釈は、図4･図5共通

図6　家庭系不燃ごみ組成分析結果（令和6年度）　　　（単位：パーセント）

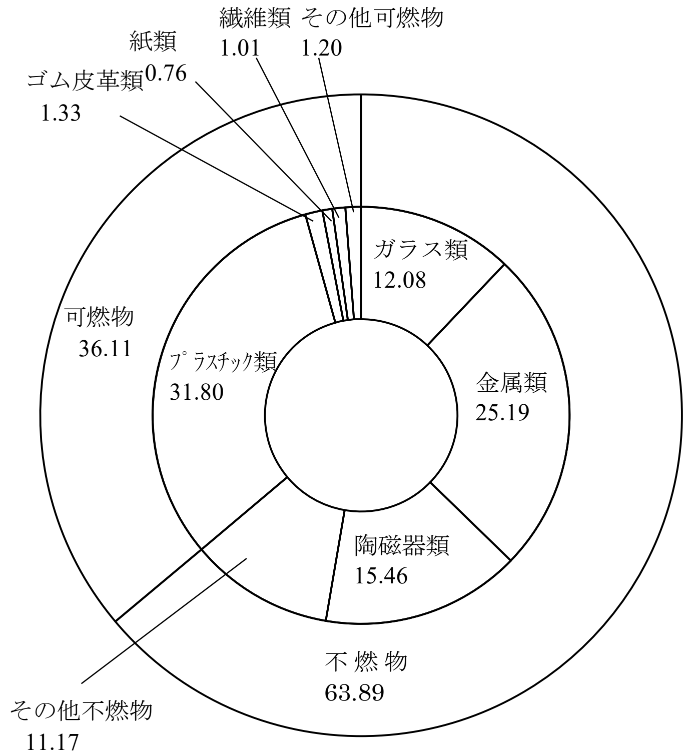

見かけ比重　0.108

図7　家庭系不燃ごみ性状の推移（湿基準・重量比）　（単位：パーセント）

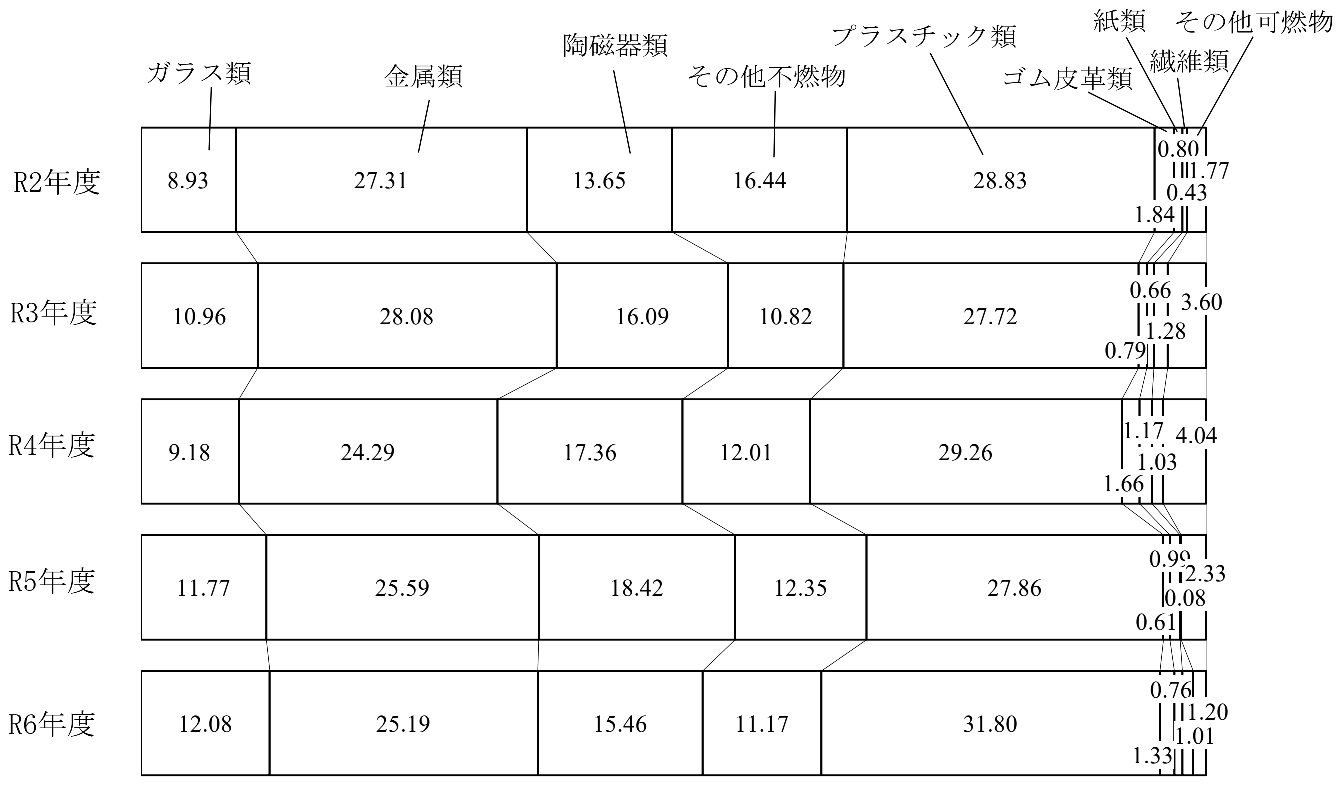

注:表示桁未満を四捨五入しているため、合計が100パーセントとならない場合がある。
＊注釈は、図6・図7共通

表27　猪子石工場 規制物質等測定結果（令和6年度）

項目			単位	測定結果 最大	測定結果 最小	測定結果 平均	定量下限値	規制基準
排ガス濃度		ばいじん	g/m^{3}	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04
		硫黄酸化物排出量	m^{3}/h	<0.033	<0.029	<0.032	－	14.31
		窒素酸化物	ppm	23	14	20	－	250
		塩化水素	mg/m^{3}	2	<1	1	－	700
		水銀	μg/m^{3}	0.59	0.063	0.20	－	50
		ダイオキシン類	ng-TEQ/m^{3}	0.000070	0.00000046	0.000035	－	0.1
		一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	5	2	3	－	－
排水濃度	下水道放流	水素イオン濃度	－	7.7	6.7	6.9	－	5～9
		生物化学的酸素要求量	mg/L	2.4	<0.5	0.5	0.5	600
		浮遊物質量	mg/L	6	<1	2	1	600
		沃素消費量	mg/L	<1	<1	<1	1	220
		カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1
		鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.2
		砒素及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005
		セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00068	0.00068	0.00068	－	10
灰の溶出量	焼却灰	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	－
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	－
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	－
		セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
	飛灰中間処理物	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.09
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	0.07	<0.01	0.02	0.01	0.3
		六価クロム化合物	mg/L	0.19	<0.04	0.08	0.04	1.5
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005	0.005
		セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
灰の含有量	焼却灰	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	3.1	1.8	2.6	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	1.4	1.4	1.4	0.1	－
		鉛及びその化合物	mg/kg-乾	770	41	150	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	200	130	160	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	2.4	1.6	1.9	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	－
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0	0	0	－	3
	飛灰中間処理物	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	150	95	129	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	0.1	0.1	0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/kg-乾	1,100	310	573	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	220	110	163	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	9.0	6.0	7.3	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	11	7.9	9.2	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	1.1	0.8	0.9	0.5	－
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.14	0.13	0.14	－	－ 注2
焼却灰熱灼減量			wt%	5.9	3.8	4.6	0.1	10

注1：排ガス濃度は、標準酸素濃度12%に補正した状態での濃度を示します。

注2：飛灰中間処理物のダイオキシン類濃度の規制は、重金属固定剤等による薬剤処理を行っているため、除外されます。

注3：各測定結果の平均値は、定量下限値未満の場合、定量下限値として算出しました。

表28 富田工場 規制物質等測定結果（令和6年度）

区分		項目	単位	測定結果 最大	測定結果 最小	測定結果 平均	定量下限値	規制基準
排ガス濃度		ばいじん	g/m^3	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04
		硫黄酸化物排出量	m^3/h	0.18	0.046	0.11	－	7.840
		窒素酸化物	ppm	19	5.6	14	－	250
		塩化水素	mg/m^3	10	<1	5	－	700
		水銀	μg/m^3	1.2	0.032	0.33	－	50
		ダイオキシン類	ng-TEQ/m^3	0.00014	0.00000041	0.000047	－	0.1
		一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	12	3	6	－	－
排水濃度	下水道放流	水素イオン濃度	―	8.0	7.1	7.5	－	5～9
		生物化学的酸素要求量	mg/L	3.2	<0.5	1.4	0.5	600
		浮遊物質量	mg/L	2	<1	1	1	600
		沃素消費量	mg/L	<1	<1	<1	1	220
		カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03
		シアン化合物	mg/L	0.2	<0.1	0.1	0.1	1
		鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.2
		砒素及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005
		セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1
		ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	0	0	－	10
灰の溶出量	焼却灰	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	－
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	0.12	<0.01	0.03	0.01	－
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	－
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	－
		セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	－
	飛灰中間処理物	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.09
		シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	1.5
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
		総水銀	mg/L	0.0008	<0.0005	0.0007	0.0005	0.005
		セレン又はその化合物	mg/L	0.04	0.01	0.02	0.01	0.3
灰の含有量	焼却灰	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	5.1	1.6	2.8	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	1.0	1.0	1.0	0.1	－
		鉛及びその化合物	mg/kg-乾	360	37	140	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	430	120	220	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	3.7	1.4	2.2	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	0.02	<0.01	0.01	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	－
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.0000028	0	0.00000093	－	3
	飛灰中間処理物	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	48	33	41	0.1	－
		シアン化合物	mg/kg-乾	0.1	0.1	0.1	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/kg-乾	550	150	294	0.1	－
		クロム又はその化合物	mg/kg-乾	150	72	120	0.1	－
		砒素又はその化合物	mg/kg-乾	5.3	2.5	3.5	0.1	－
		総水銀	mg/kg-乾	2.7	1.4	1.9	0.01	－
		セレン又はその化合物	mg/kg-乾	0.7	<0.5	0.6	0.5	－
		ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0.20	0.11	0.15	－	3
焼却灰熱灼減量			wt％	7.1	3.7	5.0	0.1	10

注1：排ガス濃度は、標準酸素濃度12％に補正した状態での濃度を示します。
注2：各測定結果の平均値は、定量下限値未満の場合、定量下限値として算出しました。

表29　五条川工場 規制物質等測定結果（令和6年度）

項目			単位	測定結果 最大	測定結果 最小	測定結果 平均	定量下限値	規制基準
排ガス濃度		ばいじん	g/m^3	<0.002	<0.002	<0.002	-	0.04
排ガス濃度		硫黄酸化物排出量	m^3/h	0.20	0.12	0.16	-	81.73
排ガス濃度		窒素酸化物	ppm	19	16	18	-	250
排ガス濃度		塩化水素	mg/m^3	11	3	7	-	700
排ガス濃度		水銀	$\mu g/m^3$	0.62	0.10	0.26	-	50
排ガス濃度		ダイオキシン類	$ng\text{-}TEQ/m^3$	0.0000086	0.0000018	0.0000052	-	0.1
排ガス濃度		一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	11	5	7	-	-
灰の溶出量	焼却灰	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	-
灰の溶出量	焼却灰	シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	-
灰の溶出量	焼却灰	鉛又はその化合物	mg/L	0.14	<0.01	0.04	0.01	-
灰の溶出量	焼却灰	六価クロム化合物	mg/L	0.04	<0.04	0.04	0.04	-
灰の溶出量	焼却灰	砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	-
灰の溶出量	焼却灰	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	-
灰の溶出量	焼却灰	セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	-
灰の溶出量	飛灰中間処理物	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.09
灰の溶出量	飛灰中間処理物	シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	-
灰の溶出量	飛灰中間処理物	鉛又はその化合物	mg/L	0.02	<0.01	0.01	0.01	0.3
灰の溶出量	飛灰中間処理物	六価クロム化合物	mg/L	0.22	<0.04	0.09	0.04	1.5
灰の溶出量	飛灰中間処理物	砒素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
灰の溶出量	飛灰中間処理物	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005
灰の溶出量	飛灰中間処理物	セレン又はその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.01	0.3
灰の含有量	焼却灰	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	4.0	1.5	2.6	0.1	-
灰の含有量	焼却灰	シアン化合物	mg/kg-乾	1.3	1.3	1.3	0.1	-
灰の含有量	焼却灰	鉛及びその化合物	mg/kg-乾	300	62	140	0.1	-
灰の含有量	焼却灰	クロム又はその化合物	mg/kg-乾	170	110	140	0.1	-
灰の含有量	焼却灰	砒素又はその化合物	mg/kg-乾	2.8	1.8	2.3	0.1	-
灰の含有量	焼却灰	総水銀	mg/kg-乾	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	-
灰の含有量	焼却灰	セレン又はその化合物	mg/kg-乾	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	-
灰の含有量	焼却灰	ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	0	0	0	-	3
灰の含有量	飛灰中間処理物	カドミウム又はその化合物	mg/kg-乾	83	45	59	0.1	-
灰の含有量	飛灰中間処理物	シアン化合物	mg/kg-乾	0.2	0.2	0.2	0.1	-
灰の含有量	飛灰中間処理物	鉛又はその化合物	mg/kg-乾	670	150	320	0.1	-
灰の含有量	飛灰中間処理物	クロム又はその化合物	mg/kg-乾	190	84	140	0.1	-
灰の含有量	飛灰中間処理物	砒素又はその化合物	mg/kg-乾	7.7	2.8	4.6	0.1	-
灰の含有量	飛灰中間処理物	総水銀	mg/kg-乾	5.2	2.2	4.1	0.01	-
灰の含有量	飛灰中間処理物	セレン又はその化合物	mg/kg-乾	1.0	0.6	0.7	0.5	-
灰の含有量	飛灰中間処理物	ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	1.8	0.36	1.1	-	3
焼却灰熱灼減量			wt%	8.1	5.1	6.4	0.1	10

注1：排ガス濃度は、標準酸素濃度12%に補正した状態での濃度を示します。
注2：五条川工場で発生した排水は、排水処理設備で処理し、工場内で再利用しています。
注3：各測定結果の平均値は、定量下限値未満の場合、定量下限値として算出しました。

表30　鳴海工場 規制物質等測定結果（令和6年度）

項目			単位	測定結果 最大	最小	平均	定量下限値	規制基準
排ガス濃度		ばいじん	g/m^3	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04
		硫黄酸化物	ppm	<1	<1	<1	－	－
		窒素酸化物	ppm	14	<5	7.1	－	250
		塩化水素	ppm	3.7	<1	1.8	－	－
		水銀	$\mu g/m^3$	6.2	<0.2	2.0	－	50
		ダイオキシン類	$ng\text{-}TEQ/m^3$	0.0026	0.000073	0.0013	－	0.1
		一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	1	1	1	－	－
排水濃度	下水道放流	水素イオン濃度	―	7.90	5.60	7.17	－	5～9
		生物化学的酸素要求量	mg/L	2.7	<1	1.3	1	600
		浮遊物質量	mg/L	4	<1	1	1	600
		沃素消費量	mg/L	38	1	15	1	220
		カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03
		シアン化合物	mg/L	0.2	<0.1	0.1	0.1	1
		鉛及びその化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.1
		六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.2
		砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005
		セレン及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1
		ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.25	0.25	0.25	－	10
溶融飛灰中間処理物	溶出量	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.09
		シアン化合物	mg/L	－	－	－	0.1	－
		鉛又はその化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.3
		六価クロム化合物	mg/L	0.26	<0.04	0.15	0.04	1.5
		砒素又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.3
		総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005
		セレン又はその化合物	mg/L	0.12	0.060	0.10	－	0.3
	含有量	ダイオキシン類	ng-TEQ/g-乾	1.0	1.0	1.0	－	3

表31　北名古屋工場 規制物質等測定結果（令和6年度）

項目		単位	測定結果 最大	最小	平均	定量下限値	規制基準
排ガス濃度	ばいじん	g/m^3	<0.002	<0.002	<0.002	－	0.04
	硫黄酸化物	ppm	<1	<0.8	<0.9	－	－
	窒素酸化物	ppm	21	12	17	－	250
	塩化水素	ppm	3.0	0.6	1.5	－	－
	ダイオキシン類	$ng\text{-}TEQ/m^3$	0.00050	0.000081	0.00029	－	0.1
	一酸化炭素（4時間平均値）	ppm	18	2	7	－	－

注1：排ガス濃度は、標準酸素濃度12%に補正した状態での濃度を示します。
注2：各測定結果の平均値は、定量下限値未満の場合、定量下限値として算出しました。
注3：北名古屋工場で発生した排水は、排水処理設備で処理し、工場内で再利用しています。
注4：北名古屋工場で発生した灰は、全て資源化しています。

表32 愛岐処分場 規制物質等測定結果（令和6年度）

区分	項目	単位	放流水（河川放流）			定量下限値	排水基準	観測井No.1			観測井No.2			定量下限値	地下水等水質基準
			最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	ー	7.2	6.8	7.0	-	5.8～8.6	6.8	6.8	6.8	6.2	6.2	6.2	-	-
	生物化学的酸素要求量	mg/l	1.2	<0.5	0.7	0.5	60	<0.5	<0.5	<0.5	3.6	1.3	2.3	0.5	-
	化学的酸素要求量	mg/l	8.2	3.0	5.7	0.5	-	0.7	0.6	0.6	3.4	0.8	2.0	0.5	-
	浮遊物質量	mg/l	1	<1	1	1	60	1	<1	1	2	<1	2	1	-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<1	<1	<1	1	30	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	-
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	-
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	-
	亜鉛含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	2	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	-
	溶解性鉄含有量	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	10	0.43	0.43	0.43	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	-
	溶解性マンガン含有量	mg/l	1.9	<0.1	0.5	0.1	10	0.09	0.08	0.08	0.02	<0.01	0.01	0.01	-
	クロム含有量	mg/l	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	-
	大腸菌群数	(注2)	<30	<30	<30	30	(日間平均3,000)	0	0	0	170	170	170	-	-
	窒素含有量	mg/l	7.5	1.7	3.3	0.1	120(日間平均60)	0.28	0.11	0.20	0.43	0.14	0.25	0.05	-
	燐含有量	mg/l	0.04	0.02	0.03	0.01	16(日間平均8)	0.025	0.025	0.025	0.022	0.022	0.022	0.003	-
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.01
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	-
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.5	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.05
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.01
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02
	四塩化炭素	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	1,2 - ジクロロエタン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004
	1,1 - ジクロロエチレン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.1
	1,2 - ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	0.04
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.04	<0.04	<0.04	0.04	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,1,1 - トリクロロエタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1
	1,1,2 - トリクロロエタン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	1,3 - ジクロロプロペン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.02
	ベンゼン	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.008	0.008	0.008	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	ほう素及びその化合物	mg/l	0.99	0.70	0.80	0.02	50	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	-
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2	0.1	0.1	0.1	15	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	-
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	6.5	0.31	1.9	0.05	-	0.13	<0.05	0.06	0.10	<0.05	0.05	0.05	-
	アンモニア性窒素	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	-	<0.05	<0.05	<0.05	0.09	<0.05	0.05	0.05	-
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素	mg/l	6.5	0.33	1.9	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-
	クロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0	0	0	-	10	0.061	0.056	0.059	0.057	0.057	0.057	-	1
その他の項目	塩化物イオン	mg/l	4,100	1,700	2,700	-	-	44	14	32	11	6.5	8.7	-	-
	電気伝導率	mS/m	1,200	520	830	-	-	30	13	25	13	10	12	-	-
	ニッケル	mg/l	0.006	0.006	0.006	0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	-
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	カルシウム	mg/l	440	220	300	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：排水基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に規定する排水基準等を、地下水等水質基準とは同省令で処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和６年度末における基準を示した。

注2：大腸菌群数の単位は放流水については「個/cm^3」、観測井の地下水については「MPN/100ml」である。

注3：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表33 第二処分場 規制物質等測定結果（令和6年度）

区分	項目	単位	放流水（下水道放流）			定量下限値	排水基準	観測井 Ｉ－１			観測井 Ｉ－２			定量下限値	地下水等水質基準
			最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	－	7.9	6.4	7.1	－	5～9 (5以上)	8.1	7.4	7.8	7.8	7.2	7.6	－	－
	生物化学的酸素要求量	mg/l	140	58	110	0.5	600 (-)	－	－	－	－	－	－	－	－
	化学的酸素要求量	mg/l	260	120	200	0.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浮遊物質量	mg/l	24	3	9	1	600 (-)	<1	<1	<1	3	<1	1	1	－
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30 (50)	－	－	－	－	－	－	－	－
	フェノール類含有量	mg/l	0.28	0.23	0.26	0.025	5 (-)	－	－	－	－	－	－	－	－
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	－	－	－	－	－	－	－	－
	亜鉛含有量	mg/l	0.02	<0.01	0.02	0.01	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.35	<0.02	0.14	0.02	10 (-)	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性マンガン含有量	mg/l	1.5	0.34	0.75	0.01	10 (-)	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	窒素含有量	mg/l	56	50	53	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	燐含有量	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.01	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.001	0.01
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	－	－	－	－	－	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	セレン及びその化合物	mg/l	0.007	0.005	0.006	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	ほう素及びその化合物	mg/l	0.2	0.1	0.2	0.1	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.22	0.17	0.19	0.08	8	－	－	－	－	－	－	－	－
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	0.5	<0.2	0.3	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	アンモニア性窒素	mg/l	1.2	0.6	1.0	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0	0	0	－	10	0.045	0.043	0.044	0.0012	0.0010	0.0011	－	1
その他の項目	電気伝導率	mS/m	4,500	2,100	3,200	－	－	43	30	35	51	28	34	－	－
	よう素消費量	mg/l	230	39	130	0.3	220 (-)	－	－	－	－	－	－	－	－
	カルシウム	mg/l	2,200	1,500	1,900	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注1：排水基準とは下水道法及び名古屋市下水道条例に規定する下水道放流水の基準を、地下水等水質基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和６年度末における基準を示した。

なお、排水基準のうち括弧内のものは、排水量が50m^3/日未満の事業場に適用される基準値を示しており、このうち（-）は基準が適用されないことを示している。

注2：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表34 守山南部処分場 規制物質等測定結果（令和6年度）

区分	項目	単位	放流水（下水道放流）			定量下限値	排水基準	観測井 A－3			観測井 A－4			定量下限値	地下水等水質基準
			最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	－	8.0	7.2	7.7	－	5～9	6.4	5.9	6.2	6.9	6.4	6.6	－	－
	生物化学的酸素要求量	mg/l	61	7.2	19	0.5	600	－	－	－	－	－	－	－	－
	化学的酸素要求量	mg/l	15	8.5	13	0.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浮遊物質量	mg/l	13	<1	5	1	600	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	－
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30	－	－	－	－	－	－	－	－
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	－	－	－	－	－	－	－	－
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	－	－	－	－	－	－	－	－
	亜鉛含有量	mg/l	0.02	<0.01	0.02	0.01	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.05	<0.02	0.03	0.02	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.23	0.07	0.16	0.01	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	窒素含有量	mg/l	44	33	40	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	燐含有量	mg/l	0.05	0.02	0.04	0.01	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	0.01
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	1,2－ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004
	1,1－ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1
	1,2－ジクロロエチレン	mg/l	－	－	－	－	－	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,1,1－トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1
	1,1,2－トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006
	1,3－ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	ほう素及びその化合物	mg/l	0.8	0.8	0.8	0.1	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.14	0.14	0.14	0.08	8	－	－	－	－	－	－	－	－
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	1.6	1.6	1.6	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	アンモニア性窒素	mg/l	36	36	36	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.018	0.018	0.018	－	10	0	0	0	0.000012	0.000012	0.000012	－	1
その他の項目	電気伝導率	mS/m	170	38	110	－	－	18	13	14	19	13	14	－	－
	よう素消費量	mg/l	8.2	2.3	4.4	0.3	220	－	－	－	－	－	－	－	－
	カルシウム	mg/l	95	95	95	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注1：排水基準とは下水道法及び名古屋市下水道条例に規定する下水道放流水の基準を、地下水等水質基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和６年度末における基準を示した。
注2：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。
注3：観測井 Ａ－２を令和６年３月に廃止したため、令和６年４月からは別の場所に設置した観測井 Ａ－４にて測定を行っている。

表35　船見処分場 規制物質等測定結果（令和6年度）

区分	項目	単位	放流水（下水道放流） 最大値	最小値	平均値	定量下限値	排水基準	観測井 H－1 最大値	最小値	平均値	観測井 H－2 最大値	最小値	平均値	定量下限値	地下水等水質基準
生活環境項目等	水素イオン濃度	－	8.4	7.4	8.1	－	5～9	7.5	6.7	6.9	8.5	8.1	8.3	－	－
	生物化学的酸素要求量	mg/l	200	4.8	87	0.5	600	－	－	－	－	－	－	－	－
	化学的酸素要求量	mg/l	35	15	23	0.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浮遊物質量	mg/l	4	<1	2	1	600	91	59	73	74	4	22	1	－
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30	－	－	－	－	－	－	－	－
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	－	－	－	－	－	－	－	－
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	－	－	－	－	－	－	－	－
	亜鉛含有量	mg/l	0.02	<0.01	0.01	0.01	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.06	0.02	0.05	0.02	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.14	0.05	0.09	0.01	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	窒素含有量	mg/l	40	28	33	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	燐含有量	mg/l	1.2	0.97	1.1	0.01	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	1,2 - ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004
	1,1 - ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1
	1,2 - ジクロロエチレン	mg/l	－	－	－	－	－	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,1,1 - トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1
	1,1,2 - トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006
	1,3 - ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.5	0.006	0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	ほう素及びその化合物	mg/l	1.4	1.4	1.4	0.1	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	ふっ素及びその化合物	mg/l	1.3	1.3	1.3	0.08	8	－	－	－	－	－	－	－	－
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	8.8	8.8	8.8	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	アンモニア性窒素	mg/l	14	14	14	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.0010	0.0010	0.0010	－	10	0.000027	0.000014	0.000021	0.00094	0.00076	0.00085	－	1
その他の項目	電気伝導率	mS/m	650	420	560	－	－	3,500	2,300	2,800	1,500	1,100	1,300	－	－
	よう素消費量	mg/l	8.2	2.5	4.5	0.3	220	－	－	－	－	－	－	－	－
	カルシウム	mg/l	43	43	43	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注1：排水基準とは下水道法及び名古屋市下水道条例に規定する下水道放流水の基準を、地下水等水質基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和６年度末における基準を示した。

注2：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表36 大清水処分場 規制物質等測定結果（令和6年度）

項目		単位	放流水（下水道放流）			定量下限値	排水基準	観測井 Ｂ－２			観測井 Ｂ－３			観測井 Ｃ			定量下限値	地下水等水質基準
			最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	－	8.4	7.6	8.1	－	5～9	6.5	5.9	6.1	6.0	5.4	5.7	6.6	6.0	6.2	－	－
	生物化学的酸素要求量	mg/l	63	3.0	24	0.5	600	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	化学的酸素要求量	mg/l	25	12	17	0.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浮遊物質量	mg/l	21	<1	4	1	600	15	2	7	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	－
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	銅含有量	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.01	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	亜鉛含有量	mg/l	0.04	0.02	0.03	0.01	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.09	0.04	0.07	0.02	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.14	<0.01	0.08	0.01	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	窒素含有量	mg/l	54	30	43	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	燐含有量	mg/l	0.08	0.02	0.04	0.01	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	(注2)
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	(注2)
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	－	－	－	－	－	0.0022	0.0022	0.0022	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0007	0.0007	0.0007	0.0004	0.04
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.007	0.007	0.007	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	ほう素及びその化合物	mg/l	0.8	0.8	0.8	0.1	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.22	0.22	0.22	0.08	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	硝酸性窒素､亜硝酸性窒素	mg/l	10	10	10	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	アンモニア性窒素	mg/l	29	29	29	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.51	0.51	0.51	－	10	0.0000066	0.0000066	0.0000066	0.0000063	0.0000063	0.0000063	0	0	0	－	1
その他の項目	電気伝導率	mS/m	400	120	260	－	－	12	9.6	10	21	11	13	14	9.9	11	－	－
	よう素消費量	mg/l	6.1	1.4	3.7	0.3	220	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	カルシウム	mg/l	100	100	100	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注1：排水基準とは下水道法及び名古屋市下水道条例に規定する下水道放流水の基準を、地下水等水質基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和６年度末における基準を示した。
注2：シアン化合物及びポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の地下水等水質基準は「検出されないこと」である。
注3：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表37　第一処分場 規制物質等測定結果（令和6年度）

項目		単位	放流水（河川放流）			定量下限値	排水基準	観測井 Ｄ－１			観測井 Ｄ－２			定量下限値	地下水等水質基準
			最大値	最小値	平均値			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
生活環境項目等	水素イオン濃度	－	8.4	7.8	8.1	－	5.8～8.6	8.3	7.9	8.2	7.8	7.5	7.7	－	－
	生物化学的酸素要求量	mg/l	2.1	<0.5	0.9	0.5	20	－	－	－	－	－	－	－	－
	化学的酸素要求量	mg/l	12	3.3	6.3	0.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浮遊物質量	mg/l	2	<1	1	1	10	1	<1	1	2	<1	1	1	－
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	30	－	－	－	－	－	－	－	－
	フェノール類含有量	mg/l	<0.025	<0.025	<0.025	0.025	5	－	－	－	－	－	－	－	－
	銅含有量	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	3	－	－	－	－	－	－	－	－
	亜鉛含有量	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.01	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性鉄含有量	mg/l	0.09	0.03	0.06	0.02	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.24	<0.01	0.13	0.01	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロム含有量	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	大腸菌群数	個/cm^3	36	12	24	－	(日間平均3,000)	－	－	－	－	－	－	－	－
	窒素含有量	mg/l	10	0.5	3.1	0.1	120(日間平均20)	－	－	－	－	－	－	－	－
	燐含有量	mg/l	0.03	<0.01	0.02	0.01	16(日間平均8)	－	－	－	－	－	－	－	－
健康項目（有害物質）等	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	鉛及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	有機燐化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	六価クロム化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.05
	砒素及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	シアン化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02
	四塩化炭素	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	－	－	－	－	－	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.4	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.06	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0.006	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.02
	ベンゼン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.01
	セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	0.005	0.005	0.05
	ほう素及びその化合物	mg/l	2.5	1.2	1.6	0.1	10	－	－	－	－	－	－	－	－
	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.40	0.33	0.37	0.08	8	－	－	－	－	－	－	－	－
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素	mg/l	9.7	<0.2	2.3	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	アンモニア性窒素	mg/l	0.1	<0.1	0.1	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素	mg/l	9.7	<0.2	2.3	－	200	－	－	－	－	－	－	－	－
	クロロエチレン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.002
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	0.000087	0.000087	0.000087	－	1	0	0	0	0.00084	0.00082	0.00083	－	1
その他の項目	塩化物イオン	mg/l	470	410	440	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気伝導率	mS/m	450	160	230	－	－	1,800	1,400	1,600	320	190	260	－	－
	カルシウム	mg/l	22	14	18	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注1：排水基準とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に規定する排水基準等を、地下水等水質基準とは同省令で処分場の観測井戸の検査項目に適用される水質基準をいい、令和６年度末における基準を示した。

注2：平均値を算出する際、定量下限値未満の場合は定量下限値として算出した。

表 38　廃棄物処理手数料実績の推移

（単位：円）

年度＼区分		収　集　分	搬　入　分	計
ご　み（粗大ごみを除く。）	4	148,500	3,365,843,300	3,365,991,800
	5	145,000	3,368,777,700	3,368,922,700
	6	112,000	3,388,417,900	3,388,529,900
粗大ごみ	4	410,038,250	―	410,038,250
	5	400,048,500	―	400,048,500
	6	393,856,500	―	393,856,500
浄化槽汚泥	4	―	2,167,060	2,167,060
	5	―	2,070,775	2,070,775
	6	―	1,943,106	1,943,106
仮設便所し尿	4	45,022,500	―	45,022,500
	5	48,757,500	―	48,757,500
	6	46,540,000	―	46,540,000

表 39　産業廃棄物処理業者（令和６年度）　令和 7 年 3 月 31 日現在

許　可　区　分		許可件数
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	積替・保管を含まない	２２
	積替・保管を含む	１０５
産 業 廃 棄 物 処 分 業	中間処理のみ	１０２
	最終処分のみ	０
	中間処理・最終処分	０
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替・保管を含まない	４
	積替・保管を含む	１０
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	７
	最終処分のみ	０
	中間処理・最終処分	０
合　計		２５０

表 40　自動車リサイクル法登録・許可業者（令和６年度）　令和 7 年 3 月 31 日現在

登　録　区　分	登録件数
引　取　業　者	２５７
フロン類回収業者	６８
許　可　区　分	許可件数
解　体　業	１９
破　砕　業	７

表 41　市内で発生した産業廃棄物の処理状況（令和元年度推計）

（単位：千トン）

区分 種類	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量
燃え殻	10	8	0	2	0
汚泥	652	297	341	14	0
廃油	40	10	29	0	0
廃酸	182	1	181	1	0
廃アルカリ	453	4	449	0	0
廃プラスチック類	85	60	11	13	0
紙くず	11	10	0	0	0
木くず	102	94	2	6	0
繊維くず	1	1	0	0	0
動植物性残さ	12	8	3	0	0
金属くず	60	57	0	2	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	153	128	1	24	0
鉱さい	75	71	0	4	0
がれき類	998	956	5	37	0
特別管理産業廃棄物	36	9	22	5	0
その他	163	125	5	33	0
合　計	3,032	1,840	1,050	142	0

注1：令和2年度愛知県廃棄物処理計画策定調査報告書の値である。
注2：その他量とは、排出事業者が保管した量などである。
注3：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表 42　市内の産業廃棄物処分業者の取扱実績（令和５年度）

１　産業廃棄物の取扱実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：トン)

処分業の内容 / 産業廃棄物の種類	中間処理	最終処分	計
燃え殻	20,933	0	20,933
汚泥	100,817	0	100,817
廃油	14,601	0	14,601
廃酸	2,276	0	2,276
廃アルカリ	5,754	0	5,754
廃プラスチック類	62,539	0	62,539
紙くず	2,869	0	2,869
木くず	109,803	0	109,803
繊維くず	2,471	0	2,471
動植物性残さ	3,306	0	3,306
動物系固形不要物	0	0	0
ゴムくず	6	0	6
金属くず	25,642	0	25,642
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	8,387	0	8,387
鉱さい	1,922	0	1,922
がれき類	509,072	0	509,072
ばいじん	114,483	0	114,483
水銀使用製品産業廃棄物	93	0	93
混合物	48,059	0	48,152
産業廃棄物計	1,033,163	0	1,033,163

２　特別管理産業廃棄物の取扱実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：トン)

処分業の内容 / 産業廃棄物の種類	中間処理	最終処分	計
引火性廃油	12,738	0	12,738
腐食性廃酸	21,252	0	21,252
腐食性廃アルカリ	13,095	0	13,095
感染性産業廃棄物	0	0	0
特定有害廃ＰＣＢ等・ＰＣＢ汚染物・ＰＣＢ処理物	0	0	0
特定有害鉱さい	76	0	76
特定有害廃石綿等	0	0	0
特定有害ばいじん	650	0	650
特定有害燃え殻	21	0	21
特定有害廃油	66	0	66
特定有害汚泥	273	0	273
特定有害廃酸	2,424	0	2,424
特定有害廃アルカリ	786	0	786
特定有害処分するために処理したもの	0	0	0
特別管理産業廃棄物　計	49,380	0	49,380
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物　計	1,084,543	0	1,084,543

注1：処分業者の処分実績から集計した。

注2：数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

表43　産業廃棄物処理施設の設置状況及び処理能力

令和6年3月31日現在

産業廃棄物処理施設の種類（施設許可件数及び処理能力）		事業者 件数	事業者 能力	処理業者 件数	処理業者 能力	公共 件数	公共 能力	合計 件数	合計 能力	許可を必要とする産業廃棄物処理施設の処理能力
中間処理施設	汚泥の脱水施設	19	1,572.0m^3	8	1,179.5m^3	0	－	27	2,751.5m^3	10m^3／日を超えるもの
	汚泥の乾燥施設	0	－	1	160.0m^3	0	－	1	160.0m^3	10m^3／日を超えるもの
	汚泥の焼却施設	0	－	0	－	0	－	0	－	5m^3／日を超えるもの、又は処理能力200kg／時以上、又は火格子面積2㎡以上
	廃油の油水分離施設	0	－	8	560.0m^3	0	－	8	560.0m^3	10m^3／日を超えるもの
	廃油の焼却施設	1	79.2m^3	0	－	0	－	1	79.2m^3	1m^3／日を超えるもの、又は処理能力200kg／時以上、又は火格子面積2㎡以上
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	－	2	3,840.0m^3	0	－	2	3,840.0m^3	50m^3／日を超えるもの
	廃プラスチック類の破砕施設	0	－	16	1,385.7t	0	－	16	1,385.7t	5ｔ／日を超えるもの
	廃プラスチック類の焼却施設	0	－	0	－	0	－	0	－	処理能力100kg／日を超えるもの、又は火格子面積2㎡以上
	木くず又はがれき類の破砕施設	0	－	31	15,944.0t	0	－	31	15,847.9t	5ｔ／日を超えるもの
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	0	－	0	－	0	－	0	－	全　施　設
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	－	0	－	0	－	0	－	全　施　設
	廃水銀等の硫化施設	0	－	0	－	0	－	0	－	全　施　設
	汚泥・廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	0	－	0	－	0	－	0	－	全　施　設
	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	0	－	0	－	0	－	0	－	全　施　設
	廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の焼却施設	0	－	0	－	0	－	0	－	全　施　設
	廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の分解施設	0	－	0	－	0	－	0	－	全　施　設
	ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の洗浄施設又は分離施設	0	－	0	－	0	－	0	－	全　施　設
	産業廃棄物の焼却施設（上述の汚泥、廃油及び廃プラスチック類の各焼却施設を除く）	1	2.0t	0	－	0	－	1	2.0t	処理能力200kg／時以上、又は火格子面積2㎡以上
	計	21		66		0		87		
最終処分場	有害な産業廃棄物の埋立処分場（遮断型処分場）	0	－ －	1	240.4m^2 689.8m^3	0	－ －	1	240.4m^2 689.8m^3	全　施　設
	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の埋立処分場（安定型処分場）	0	－ －	0	－ －	0	－ －	0	－ －	全　施　設
	上記二つに掲げる産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分場（管理型処分場）	0	－ －	0	－ －	0	－ －	0	－ －	全　施　設
	計	0		1		0		1		
合　　計		21		67		0		88		

注1：中間処理施設の各能力は1日あたりの処理能力の合計を示す。
注2：最終処分場の各能力は上段は埋立面積、下段は埋立容積の各合計を示す。（いずれの最終処分場も埋立を終了している）
注3：件数は許可の件数を記しており、施設の実数はこれと異なる。

名古屋市告示第179号

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第6条第1項の規定により、令和7年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

令和7年3月31日

名古屋市長　広　沢　一　郎

1　令和7年度一般廃棄物排出見込み

区　分	総　量
ごみ及び資源	724,487ｔ／年
し尿及び浄化槽汚泥	27,429kl／年

2　ごみ処理計画

(1)　「持続可能な循環型都市」の実現に向けた施策の推進

「名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、重点施策として掲げる「プラスチック資源循環の推進」と「食品ロスの削減」をはじめとした施策を推進し、持続可能な循環型都市の実現を目指します。

ア　2Ｒ（リデュース・リユース）の推進

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

法整備による拡大生産者責任の強化を求めるため、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製

造業者や小売業者に働きかけ、２Ｒの取組を推進します。

(ｱ) 発生抑制の推進

近年世界的な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染を始め、気候変動や資源枯渇の問題等に対応するために策定した「プラスチック削減指針」に基づき、マイボトル・マイカップの利用を促進するなど、使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を実施します。

また、食品ロス削減の取組として、令和６年３月に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減月間にあわせたキャンペーンを実施するとともに、フードドライブの推進や食べ残しゼロ協力店の周知を通じて、食品ロス削減につながる取組を推進します。

(ｲ) 再使用の推進

フリマアプリ、リサイクルショップ等、民間のリユースの仕組みが広がりを見せていることを踏まえ、市民がリユース品をより身近に感じ利用が促進されるよう、民間事業者と連携したリユース事業を通し、意識啓発に努めます。

また、フリマアプリを利用したリユース家具等の展示・販売やアップサイクルの取組を通し、ものを長く大切に使う意識の醸成を図るとともに、定期講座の開催やリユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取組を支援することで、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ　分別・リサイクルの推進

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみのステーション収集を行うほか、プラスチック資源の各戸収集や、ペットボトル、紙パック、小型家電、充電式家電、食用油、水銀使用製品（蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を行います。

また、集団資源回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取組を進め、市民の自主的な資源化の取組を促進します。

さらに、家庭や地域での自主的な生ごみ堆肥化の取組を推進するため、

生ごみ堆肥化講座などを開催するとともに、生ごみ資源化の活動に取り組む団体に対して活動の助成を行います。

加えて、分別推進の取組を着実に推進するため、分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者などに対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による効果的な広報を展開するとともに、各環境事業所に配置する分別推進員による周知・排出指導等を行います。

事業系一般廃棄物については、紙類と生ごみのさらなる資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア　収集・運搬計画

(ア) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

古紙類（新聞、雑誌、段ボール等の資源化可能な紙類）、衣類・布類、金属類及び空きびんについては集団資源回収等の市民の自主的な活動や事業者が行う再生利用を目的とした店頭回収等の取組により、資源化を図るものとします。

区　分	内　容
可燃ごみ	紙くず、厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（他の区分に該当するものを除く。）
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、加熱式たばこ・電子たばこ、固形燃料（缶入りのもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（電池類に該当するものを除く。）

不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物、蛍光管・水銀体温計等、電池類及び資源の項(1)から(6)までに該当するものを除く。）
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの (1) 蛍光管 (2) 水銀体温計・水銀温度計
電池類	アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小型充電式電池（モバイルバッテリー含む）
資源	(1) 空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） (2) 空き缶（飲食料用に限る。） (3) ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） (4) 紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） (5) プラスチック資源（プラスチック製容器包装及びプラスチックのみでできている30センチメートル角以下の製品に限る。） (6) 紙製容器包装・雑がみ (7) 小型家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象品目のうち縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） (8) 充電式家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目のうち充電式電池を使用した小型家電より大型のもの） (9) 食用油（植物性油に限る。）
環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ (3) 路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体 (4) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども

	会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ（以下「一時多量ごみ等」という。）については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託できるものとします。

(ｲ) 事業系一般廃棄物

a　事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は許可業者に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区　　分	内　　容
可燃ごみ	紙くず、厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）

発火性危険物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこ等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
不燃ごみ	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみで30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光管・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食品廃棄物等	残飯・野菜くずなどの厨芥類等
剪定枝葉・芝草等	剪定枝・刈草・落葉等

b　スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が１収集日につき45リットル（スプレー缶類は１週間につき20リットル）の指定袋１袋相当を限度とします。

(ｳ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(ｴ) 本市が収集しない一般廃棄物

区　分	内　容

排出禁止物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、ＦＲＰ船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、ＦＲＰ浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第２条第４項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成３年政令第327号）別表第６の１の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第５条第１項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
その他収集しないごみ	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(ｵ) 収集・運搬計画

区分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	運搬先（注６）	年間量
市収集（注１）	可燃ごみ（注２）	市	全市域	週２回	指定袋による原則各戸収集	焼却・溶融施設	356,814 t
	不燃ごみ			月１回		破砕施設	14,041 t
	粗大ごみ				事前申込制による原則各戸収集	破砕施設	8,444 t
	蛍光管・水銀体温計等			随時	拠点回収	△資源化施設	93 t

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td colspan="2">電池類</td><td rowspan="10"></td><td rowspan="14"></td><td>週１回</td><td>無色透明の袋による原則各戸収集</td><td>△資源化施設</td><td>325 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境美化ごみ</td><td>随時</td><td></td><td>破砕施設
埋立処分場</td><td>1,280 t
3 t</td></tr>
<tr><td rowspan="9">資源</td><td>空きびん</td><td rowspan="2">週１回</td><td>収集容器によるステーション収集</td><td>選別施設
一時保管施設</td><td>3,402 t
9,368 t</td></tr>
<tr><td>空き缶</td><td>指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集</td><td>○選別等施設
一時保管施設</td><td>1,325 t
960 t</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ペットボトル</td><td>週１回</td><td>指定袋によるステーション収集</td><td rowspan="2">○選別・保管施設</td><td rowspan="2">9,692 t</td></tr>
<tr><td>週２回</td><td rowspan="2">拠点回収</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td rowspan="3">週１回</td><td>選別・保管施設</td><td>26 t</td></tr>
<tr><td>紙製容器包装・雑がみ</td><td>指定袋によるステーション収集</td><td>△選別・保管施設</td><td>8,026 t</td></tr>
<tr><td>プラスチック資源</td><td>指定袋による原則各戸収集</td><td>△選別・保管施設</td><td>27,456 t</td></tr>
<tr><td>小型家電・充電式家電</td><td rowspan="6">随時</td><td rowspan="2">拠点回収</td><td>—</td><td>268 t</td></tr>
<tr><td>食用油</td><td>—</td><td>52 t</td></tr>
<tr><td rowspan="4">許可業者収集</td><td colspan="2">可燃ごみ（注２）</td><td rowspan="4">許可業者</td><td rowspan="2">指定袋による収集（注５）</td><td>焼却・溶融施設</td><td>161,984 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>破砕施設
埋立処分場</td><td>2,734 t
34 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">実験動物の死体等</td><td rowspan="2"></td><td>△焼却施設</td><td>12 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">食品廃棄物等（注３）</td><td>△資源化施設</td><td>23,771 t</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自己搬入</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="3">排出者</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>焼却・溶融施設</td><td>55,534 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>破砕施設
埋立処分場</td><td>5,310 t
2,533 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">剪定枝葉・芝草等（注４）</td><td>△資源化施設</td><td>31,000 t</td></tr>
</table>

（注１）ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、８時（中区は７時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物及び資源を排出する場合は、家庭で不要になった無色透明の袋も使用できます。

（注２）発火性危険物を含みます。

（注３）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注４）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（注５）一時多量ごみ等は除きます。

（注６）運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電、充電式家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者に引き渡します。

イ　中間処理計画

(ｱ) 焼却・溶融処理計画

区　　分		処理主体	年間処理量
市　収　集	可燃ごみ	市	355,939 t
	発火性危険物（使い捨てライター等）		121 t
	粗大ごみ（スプリングマットレス）		37 t
許可業者収集	可燃ごみ		161,984 t
自　己　搬　入	可燃ごみ		55,534 t
	不燃ごみ（スプリングマットレス）		41 t
焼却処理後	焼却灰		20,500 t
破砕処理後	破砕残渣		30,244 t

(ｲ) 破砕処理計画

区　　分		処理主体	年間処理量
市　収　集	不燃ごみ	市	14,041 t

	粗大ごみ		8,444 t
	環境美化ごみ		1,280 t
許可業者収集	不燃ごみ		2,734 t
自己搬入	不燃ごみ		5,232 t

(ｳ) 選別等処理計画

区　分		処理主体	年間処理量
市収集	発火性危険物	市	617 t
	空きびん		12,770 t
	空き缶		2,285 t
	ペットボトル		9,692 t
	紙パック		26 t
	紙製容器包装・雑がみ		8,026 t
	プラスチック資源		27,456 t
	蛍光管・水銀体温計等		93 t
	電池類		325 t

ウ　最終処分計画

区　分		処理主体	年間処理量
市収集	環境美化ごみ	市	4 t
許可業者収集	不燃ごみ		34 t
自己搬入	不燃ごみ		2,473 t
焼却・溶融処理後	焼却灰		9,795 t
	溶融飛灰		5,412 t
破砕処理後	破砕不燃物		639 t

区　分		処理主体	年間処理量
市収集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	496 t
	空きびん		12,596 t
	空き缶		2,130 t
	ペットボトル（キャップ含む）		7,860 t
	紙パック		22 t
	紙製容器包装・雑がみ（その他古紙含む）		7,811 t
	プラスチック資源		25,523 t
	小型家電・充電式家電		268 t
	食用油		52 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		93 t
	電池類		325 t
許可業者収集（注１）	食品廃棄物等	許可業者	23,771 t
自己搬入（注２）	剪（せん）定枝葉・芝草等		31,000 t
焼却・溶融処理後	焼却灰	市	8,000 t
	溶融スラグ		39,350 t
	溶融メタル		7,842 t
	溶融飛灰		4,919 t
破砕処理後	金属回収		1,389 t

（注１）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注２）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(3) 施設の概要

ア　本市が設置する施設の概要

(ｱ) 焼却・溶融施設

名　　称	所　在　地	型　　式	設備規模
猪子石工場	名古屋市千種区香流橋一丁目 101 番	ストーカ式	600ｔ／24ｈ
富田工場	名古屋市中川区吉津四丁目3208番地	ストーカ式	450ｔ／24ｈ
五条川工場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560ｔ／24ｈ
鳴海工場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式ガス化溶融炉	530ｔ／24ｈ
北名古屋工場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地１	シャフト炉式ガス化溶融炉	660ｔ／24ｈ

(ｲ) 破砕施設

名　　称	所　在　地	型　　式	設備規模
大江破砕工場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横型回転式破砕機	400ｔ／5ｈ
愛岐処分場小規模破砕施設	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	２軸せん断式回転破砕機	20ｔ／5ｈ
北名古屋工場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地１	２軸せん断式回転破砕機	50ｔ／5ｈ

(ｳ) 埋立処分場

名　　称	所　在　地	埋立面積	埋立容量
愛岐処分場	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	252,590㎡	4,440,000㎥
第二処分場	名古屋市港区潮凪町67番地	11,300㎡	96,000㎥

(ｴ) 選別・保管施設

名　　称	所　在　地	設　備　規　模
西資源センター	名古屋市西区新木町68番地の1	空きびん　30ｔ／日 空き缶　15ｔ／日 ペットボトル　4ｔ／日
港資源選別センター	名古屋市港区正徳町６丁目69番地の１	空きびん　20ｔ／日 空き缶　10ｔ／日
南リサイクルプラザ	名古屋市南区元塩町６丁目８番地の５	空きびん　23ｔ／日 空き缶　13ｔ／日 ペットボトル　9ｔ／日 紙パック　2ｔ／日

(ｵ) 保管施設

名　　称	所　在　地	設　備　規　模
鳴海工場内保管施設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん　22ｔ／日 空き缶　6ｔ／日

イ　処理計画に係る本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ｱ) 焼却灰資源化施設

名　　称	設　置　場　所	区　　分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番41、42、43、48、49	焼却灰・溶融飛灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の１	焼却灰
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	焼却灰
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市新開町２番地１	溶融飛灰
メルテック株式会社	神奈川県横須賀市長坂二丁目２番１号	溶融飛灰
メルテック株式会社	栃木県小山市大字梁2333番地29	溶融飛灰

(ｲ) 食品廃棄物等資源化施設

名　　称	設　置　場　所	区　　分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミカルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	
双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島131番地1	
オオブユニティ株式会社	愛知県大府市横根町惣作236番1、240番1、240番6、243番1	
株式会社大栄工業	三重県伊賀市真泥字東山5024番地の4　外3筆	
株式会社エイゼン	愛知県半田市鵜ノ池町104番8	
株式会社ビオクラシックス半田	愛知県半田市松堀町60番1	

(ｳ) 破砕施設

名　　称	設　置　場　所	区　　分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町2丁目2番	剪(せん)定枝葉・芝草等

(ｴ) 焼却施設

名　　称	設　置　場　所	区　　分
株式会社海部清掃	愛知県あま市西今宿平割二6番地	使い捨てライター・スプリングマットレス等
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	実験動物の死体等

(ｵ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名　　称	設 置 場 所	区　　分
コスモリサイクル株式会社	愛知県稲沢市福島町沢西95番地の１	発火性危険物及び空き缶
株式会社ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目８番	発火性危険物
永一産商株式会社	愛知県海部郡飛島村木場２丁目106番地	蛍光管・水銀体温計等
野村興産株式会社	大阪府大阪市西淀川区中島２丁目４番143号	
	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地１	
永一産商株式会社	愛知県海部郡飛島村木場２丁目106番地	電池類
野村興産株式会社	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地１	
有限会社サイテック	愛知県北名古屋市鍜治ケ一色字襟44番地の２	空きびん
循環資源株式会社	愛知県豊田市貝津町西向畑７番24号	
株式会社中西	愛知県豊明市栄町高根103番地	
大成金属株式会社	名古屋市南区忠次一丁目８番15号	空き缶
株式会社石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若20番地	
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町555番地	

神鋼環境メンテナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック資源
東海資源株式会社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目53番地	
株式会社オノセイ	名古屋市南区弥次ヱ町２丁目31番地の１	
大幸商事株式会社	名古屋市守山区太田井３番５号	ペットボトル及び紙製容器包装・雑がみ
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目10番地	紙製容器包装・雑がみ
	愛知県清須市西堀江2460番地	
株式会社藤川紙業	名古屋市昭和区福江二丁目11番25号	
リメイキング株式会社	名古屋市南区元塩町６丁目16番１	

(ｶ) 埋立処分場

名　　称	設　置　場　所	区　　分
衣浦港３号地廃棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号地１番地	焼却灰
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	

3　し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア　収集・運搬及び処分計画

区　　分	収　集　・　運　搬					処　分
	主　体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し　　尿	市	全市域	月２回 程　度	各戸収集	8,357kl	下水道 投　入
浄化槽 汚　泥	許可業者		随　時		19,072kl	

（注）ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ　収集担当事業所

収集担当事業所	収　集　担　当　区
北環境事業所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中川環境事業所	中村、熱田、中川及び港
緑環境事業所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所　在　地	対　象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処分方法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通１丁目39番地	し　尿	150kl／日	下水道投入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目32番10号		150kl／日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚　泥	200kl／日	

4　参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く）

区　　分	処理方法	年　間　量	
		市内発生	市外発生

許可業者収集	食品廃棄物等（注１）	飼料化※１	4,370 t	1,693 t
		堆肥化※２	13,810 t	158 t
自己搬入	焼却灰等	溶　融		19,833 t
	プラスチック製容器包装	圧縮梱包		604 t
	剪定枝葉・芝草等（注２）	破　砕※３	31,000 t	260 t
	廃エアゾール製品等	圧縮		12 t

（注１）一部、自己搬入、他市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注２）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（注３）※１、※２、※３はそれぞれ「中部有機リサイクル株式会社」、「株式会社ケミカルフォース」、「名古屋港木材倉庫株式会社」において処理します。

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区　　分		処理方法	年 間 量
市　収　集	発火性危険物	選別等	617 t
	空きびん		9,368 t
	空き缶		423 t
	紙製容器包装・雑がみ		1,460 t
	蛍光管・水銀体温計等		93 t
	電池類		325 t
市収集・自己搬入	使い捨てライター等	焼　却	199 t
許可業者収集	実験動物の死体等	焼　却	12 t
	食品廃棄物等（注）	資源化	5,591 t

焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋　立	10,288 t
		資源化	7,935 t

（注）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区　　分		処理方法	年 間 量
多　治　見　市	溶融飛灰等	埋　立	1,100 t

名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

名古屋市告示第253号

令和７年度一般廃棄物処理実施計画の一部改正

令和７年度一般廃棄物処理実施計画（令和７年名古屋市告示第179号）の一部を次のように改正し、令和７年５月15日から施行します。

令和７年５月14日

名古屋市長　広　沢　一　郎

２(1) イ中「水銀使用製品（蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計）」を「水銀使用製品等（蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計等）」に改めます。

２(2) ア(ア) 表中「水銀使用製品のうち、次に掲げるもの(1) 蛍光管(2) 水銀体温計・水銀温度計」を「水銀使用製品等のうち、次に掲げるもの(1) 蛍光管(2) 水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計等」に改めます。

名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

名 古 屋 市 の 人 口

令和７年４月１日現在

区　　名	面　　積	世 帯 数	総　　数	一世帯当たり人員
全　　市	326.46 ｋ㎡	1,182,555 世帯	2,329,646 人	1.97
千 種 区	18.18	90,066	164,701	1.83
東　　区	7.71	49,788	88,437	1.78
北　　区	17.53	82,596	160,647	1.94
西　　区	17.93	78,905	151,894	1.93
中 村 区	16.30	81,289	142,583	1.75
中　　区	9.38	75,203	104,518	1.39
昭 和 区	10.94	56,990	108,534	1.90
瑞 穂 区	11.22	53,233	107,970	2.03
熱 田 区	8.20	35,899	67,426	1.88
中 川 区	32.02	105,652	216,652	2.05
港　　区	45.65	65,949	139,459	2.11
南　　区	18.46	63,924	130,325	2.04
守 山 区	34.01	78,156	175,676	2.25
緑　　区	37.91	106,107	247,429	2.33
名 東 区	19.45	78,432	161,381	2.06
天 白 区	21.58	80,366	162,014	2.02